

【施設・通所（就労系を除く）・居住系サービス編】  
指定障害福祉サービス事業所等に対する集団指導

運営基準に関すること

平成29年3月14日

岡山県保健福祉部障害福祉課

岡山！もんげー

# (1)平成29年度障害保健福祉部予算案について

◆予算額 (28年度予算額) (29年度予算案)  
 1兆6,345億円 → 1兆7,486億円(+1,141億円、+7.0%) (うち復興特会 21億円)

## 【主な施策】

(対前年度増▲減額)

### ■ 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援等

- |                                  |                      |
|----------------------------------|----------------------|
| ① 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保           | 1兆2,231億円 (+1,072億円) |
| うち障害福祉人材の処遇改善                    | (+ 120億円)            |
| ② 地域生活支援事業等の拡充                   | 488億円 (+ 24億円)       |
| ③ 障害福祉サービス提供体制の整備 (社会福祉施設等施設整備費) | 71億円 (+ 1億円)         |
| ※他に、平成28年度第2次補正予算で118億円を計上。      |                      |
| ④ 医療的ケア児に対する支援                   | 0.2億円 (新規)           |

### ■ 障害児・障害者の自立及び社会参加の支援等

- |                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| ① 芸術文化活動の支援の推進 (一部再掲) | 2.5億円 (+ 1億円)    |
| ② 障害者自立支援機器の開発の促進     | 1.6億円 (+ 0.04億円) |

### ■ 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| ① 精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進 | 2.3億円 (+ 1.9億円) |
| ② 精神科救急医療体制の整備         | 16億円 (+ 1.5億円)  |

### ■ 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 (一部再掲)

2.1億円 (+ 0.1億円)

### ■ 障害者に対する就労支援の推進 (再掲)

11.2億円 (+ 0.3億円)

### ■ 依存症対策の推進

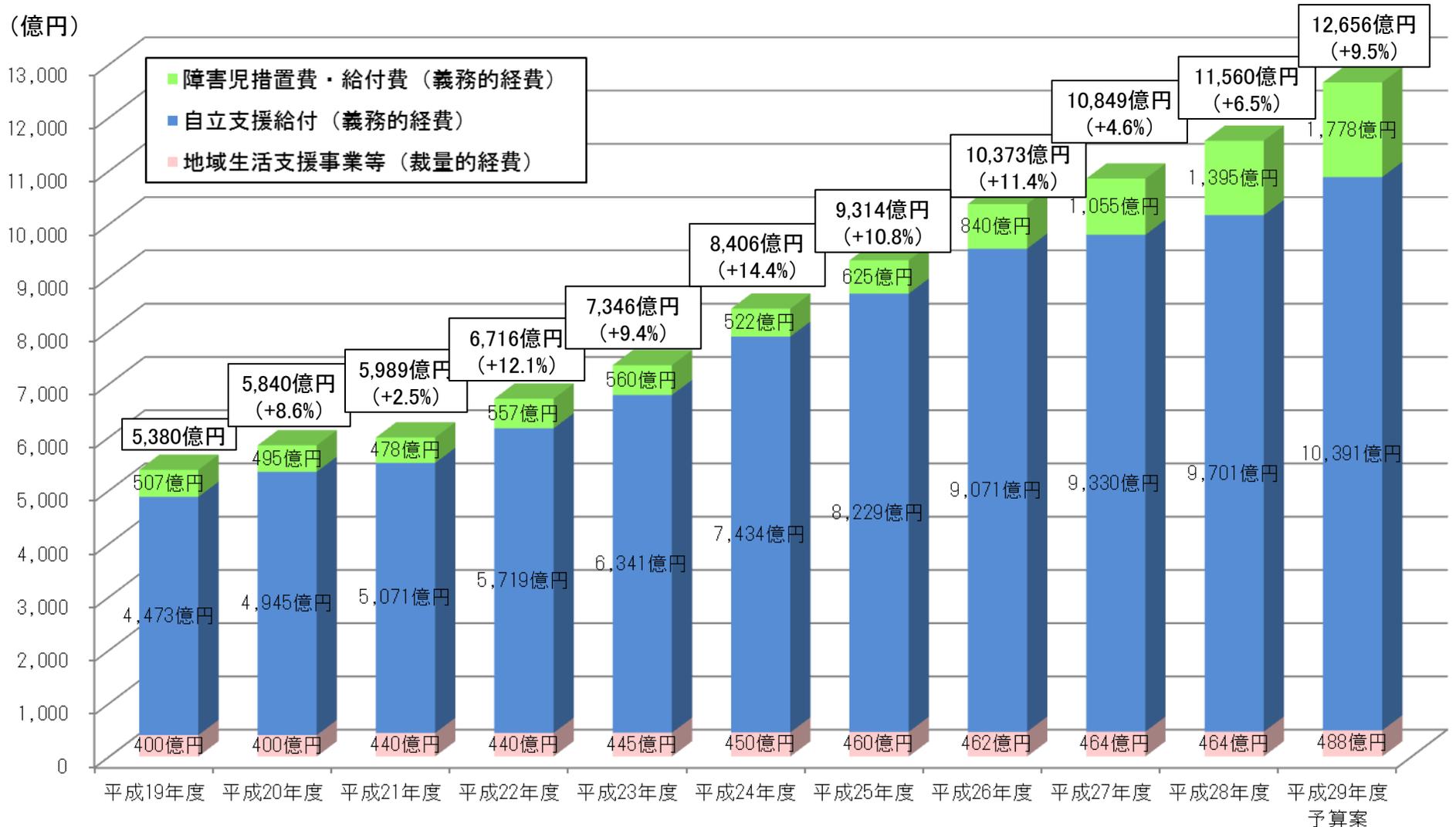
5.3億円 (+ 4.2億円)

### ■ 東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興への支援

22億円 (▲ 8.4億円)

# 障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は10年間で2倍以上に増加している。



(注1) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注2) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成29年度の地域生活支援事業等には地域生活支援促進事業分も含まれる。

# (1)改正障害者総合支援法の施行について

～今後のスケジュール(予定)～

時期	内容
平成29年2月	基本指針(厚生労働省告示)の改正案のパブコメ
平成29年3月目途	基本指針(厚生労働省告示)の改正
平成29年春頃～	<ul style="list-style-type: none"><li>・各地方自治体において第5期障害福祉計画の策定作業</li><li>・改正法に関する関係政省令等の改正について、社会保障審議会障害者部会で議論</li></ul> ※報酬改定については別の検討会で議論
～平成29年夏頃	改正法に関する関係政省令の改正(平成30年4月施行) <ul style="list-style-type: none"><li>・新しく創設するサービス(自立生活援助、就労定着支援等)に係る支援の対象者、内容、期間</li><li>・介護保険サービスの利用者負担軽減措置の対象者、軽減額</li><li>・情報公表制度関係(公表する情報など)</li></ul> 等
～平成30年3月目途	報酬改定に関する関係省令等の改正(サービスの報酬額、サービス事業者の指定要件関係)
平成30年4月	改正法の施行

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

## 趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

## 概要

### 1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

### 2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

### 3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

## 施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日(平成28年6月3日))

## (5) 地方分権について

### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(障害保健福祉部関係)について

- 指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備に関する届出の受理等の事務・権限を 都道府県から中核市へ移譲（31年4月1日より）（※）
- 指定障害児通所支援事業者の指定等の事務・権限を都道府県から中核市へ移譲（31年4月1日より）
- 指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等による業務管理体制の整備に関する届出の受理等の事務・権限を都道府県から中核市へ移譲（31年4月1日より）（※）
- 自立支援医療の支給認定について、転居先の市町村が転居元の市町村等から認定に係る医師の意見書等を取り寄せることが可能である旨等を通知（28年度中）
- 自立支援医療に係る支給認定の有効期間を延長することについて検討・結論（29年中）
- 障害者向けグループホームを一定の場合には特別養護老人ホームと同一の敷地内に設置可能である旨を通知。同一の敷地内に設置している実例等を情報提供（28年度中）
- 障害福祉サービス等の報酬における公立減算の在り方を検討・結論（30年度中）
- 療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについて、療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省で連携して働きかけ（29年度中）、その結果に基き必要な措置を実施
- 精神保健福祉法による措置入院の費用徴収に必要な地方税関係情報の情報連携の方策について検討・結論（29年中）
- 地域生活支援事業費補助金の予算の概要、補助金の配分方針等を周知し、毎年度可能な限り早期に内示を実施

→（※）については、今年の通常国会に提出される予定の「第7次地方分権一括法(仮称)」において措置予定

## (7) 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

### 【平成27年度の障害者虐待に関する調査結果について】

- 平成28年12月16日に公表した平成27年度の障害者虐待に関する調査結果では、養護者による虐待は減少傾向にある一方で、施設従事者等による虐待は増加傾向にあり、平成26年度と比較して相談・通報件数は24%増加(1,746件→2,160件)、虐待と判断された件数は9%増加(311件→339件)となっている。

参考:「平成27年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」

( <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000145882.html> )

- 施設従事者等からの相談・通報件数が増加傾向にあることは、通報義務に関する理解が浸透されつつある状況とも解されるが、適切に虐待通報を行った職員等への不利益な取扱い等がなされないよう、障害者虐待防止法の趣旨について周知徹底を図るとともに、管理者等の研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対しては、研修受講の徹底を図られたい。

※ なお、これまで地域生活支援事業の任意事業であった障害者虐待防止対策支援事業については、平成29年度予算案において新たに創設された「地域生活支援促進事業」に移行し、5割の補助率を確保し質の高い事業実施を図ることとしている。

### 【成年後見制度の利用促進について】

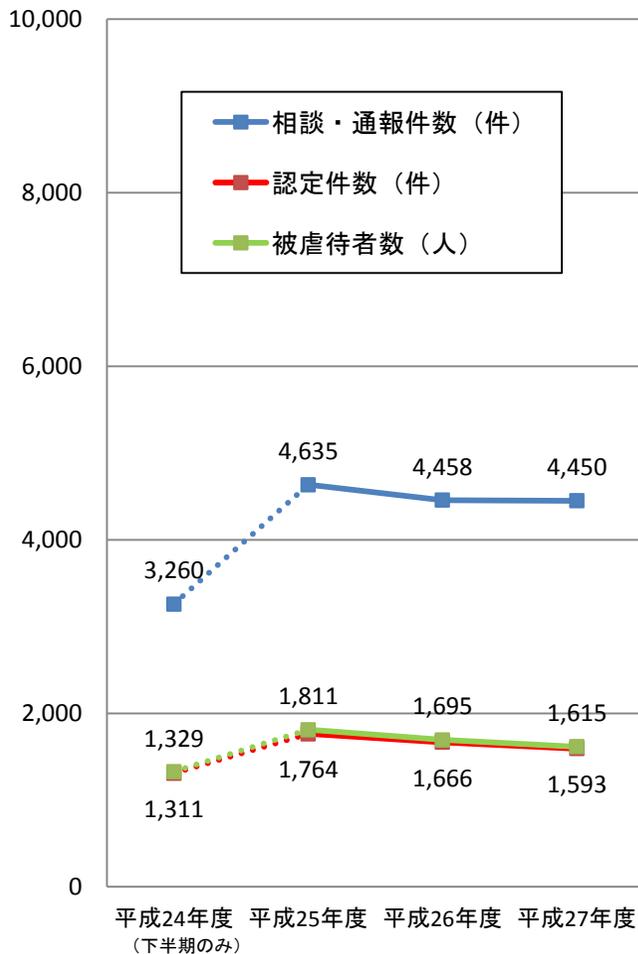
- 平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立し、政府においては平成28年度中に「成年後見制度利用促進基本計画」を作成することとしている。この基本計画を踏まえ、平成29年度以降は、地方自治体において計画を作成することが求められており、より一層、成年後見制度の利用促進に向けた取組を図られたい。

※ なお、これまで地域生活支援事業の任意事業であった成年後見制度普及啓発事業については、平成29年度予算案において新たに創設された「地域生活支援促進事業」に移行し、5割の補助率を確保し質の高い事業実施を図ることとしている。

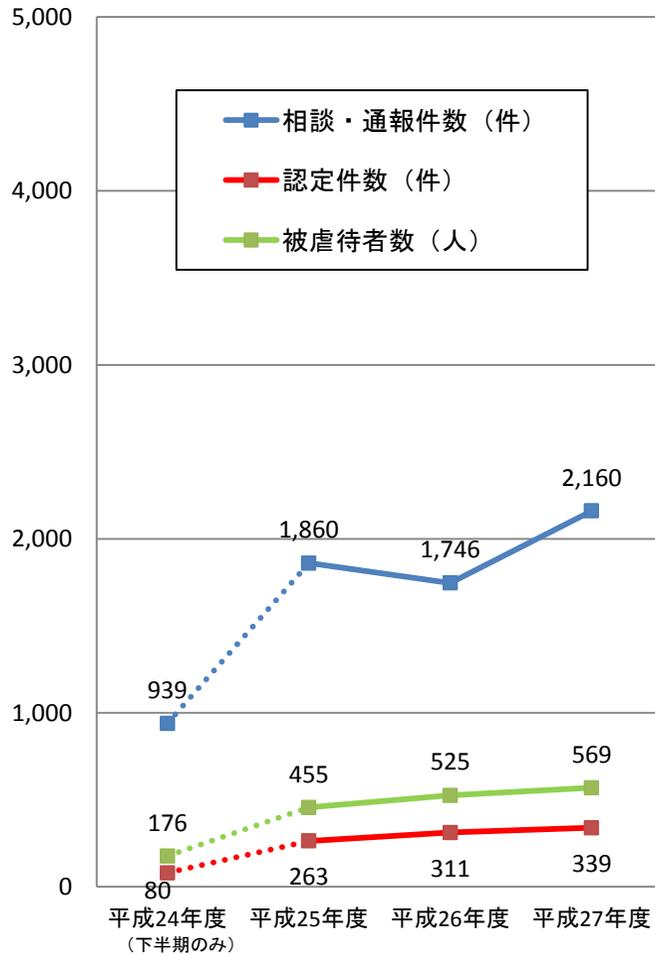
# 障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

注:平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度から平成27年度の3ヶ年分が対象。

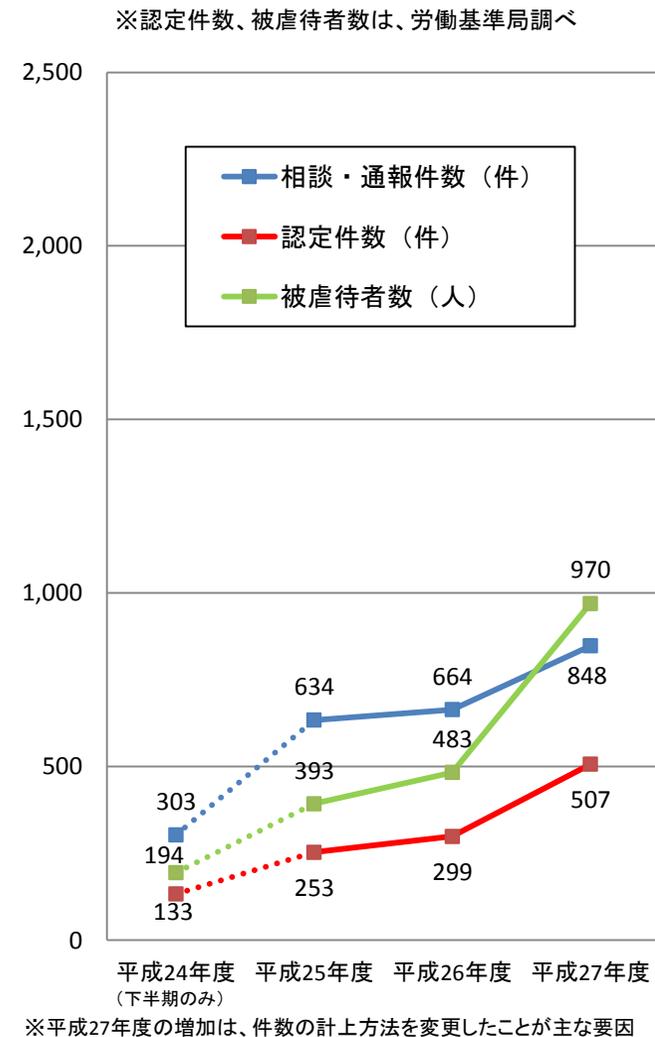
## 養護者による障害者虐待



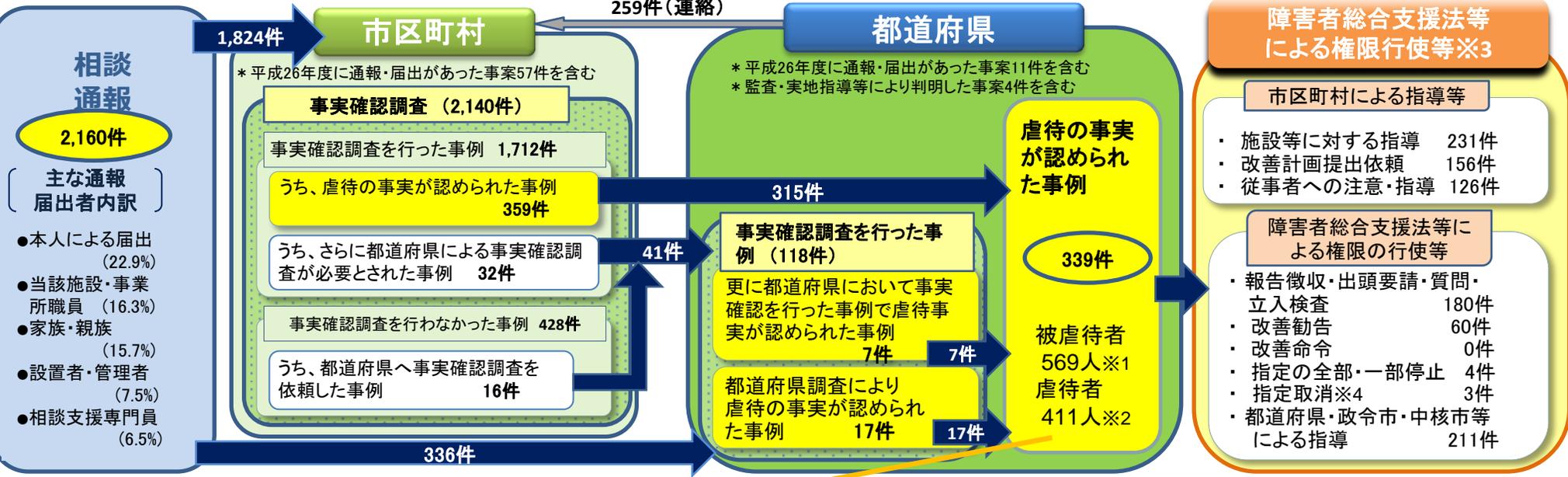
## 障害福祉施設従事者等による障害者虐待



## 使用者による障害者虐待



# 平成27年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



### 虐待者 (411人)

- 性別 男性(70.6%)、女性(29.4%)
- 年齢 60歳以上(20.4%)、40～49歳(20.0%)、50～59歳(18.0%)
- 職種 生活支援員(44.5%)、管理者(10.9%)、世話人(7.5%)、指導員(6.8%)、その他従事者(6.1%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
58.1%	14.2%	41.0%	5.3%	7.7%

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	56.1%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	51.2%
倫理観や理念の欠如	43.9%
職員のストレスや感情コントロールの問題	42.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	24.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	23.0%

障害者虐待が認められた事業所種別

障害者支援施設	88	26.0%
居宅介護	9	2.7%
重度訪問介護	3	0.9%
療養介護	1	0.3%
生活介護	43	12.7%
短期入所	11	3.2%
自立訓練	1	0.3%
就労移行支援	5	1.5%
就労継続支援A型	23	6.8%
就労継続支援B型	49	14.5%
共同生活援助	63	18.6%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	1	0.3%
移動支援事業	2	0.6%
地域活動支援センターを経営する事業	2	0.6%
児童発達支援	2	0.6%
医療型児童発達支援	1	0.3%
放課後等デイサービス	35	10.3%
合計	339	100.0%

### 被虐待者 (569人)

- 性別 男性(66.4%)、女性(33.6%)
- 年齢 30～39歳(23.2%)、40～49歳(20.0%)、20～29歳(19.0%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
16.7%	83.3%	8.8%	2.3%	0.0%

- 障害支援区分のある者 (70.5%)
- 行動障害がある者 (28.8%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の7件を除く332件が対象。  
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった13件を除く326件が対象。  
 ※3 平成27年度末までに行われた権限行使等。  
 ※4 指定取消の3件は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。

## (1) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供について

昨年4月に施行された障害者差別解消法に基づく合理的配慮について、その取組状況の収集を行っている。各地方自治体におかれても、下記の好事例も参考にいただき、合理的配慮の提供に一層努めていただきたい。

### (参考) 障害者からの申し出に対して「合理的配慮」を行った好事例

●障害者からの配慮申出	●解決した内容
<p>病院において、外来に受診した重症心身障児の親から、長時間、車椅子に座ることが困難であるため、何か配慮してもらいたいとの要望があった。</p>	<p>使用予定のない診察室のベッドを使用して待つていただくこととした。</p>
<p>障害者支援施設において、肢体不自由者から、出来るだけ自分の力で排泄を行えるよう、トイレに既存の手すり新たに手すりを追加してほしいとの要望があった。</p>	<p>本人と話し合いを行い、手すりを追加するのではなく、踏み台を作成することで本人にとって手すりを使いやすい高さにできるようにした。結果、トイレ介助時、今まで職員2名による介助が必要だったが、職員1名による介助で行えるようになった。</p>
<p>就労支援事業所において、発達障害者から、作業中、 ①人の話し声で頭が痛くなるため、イヤフォンをしたい ②自分の後ろを人が通ると驚いてしまうため、配慮してほしいとの要望があった。</p>	<p>本人や発達障害者支援センターを交えて話し合いを行い、 ①イヤフォンの使用を認め、 ②座席を人通りの少ない場所にし、背後を人が通れないよう、棚の位置を移動することとした。</p>
<p>事業所において、知的障害・発達障害者から、言葉に出して意思表示することが難しいため、ジェスチャーやメモ等のやりとりを行いたいとの要望があった。</p>	<p>事業者と本人がやりとりをする際にジョブコーチが間に入るようにし、また、本人が意思表示しやすくなるよう少人数の作業場に配置することとした。結果、本人がジェスチャーやメモで報告や連絡を行うことに周囲の理解を得ることができ、コミュニケーションをうまく図ることができるようになった。</p>
<p>都道府県労働局において、要望の申し入れを希望している聴覚障害者(複数人)から、1名分の費用で2名分の手話通訳者を配置してほしいとの要望があった。</p>	<p>相談者が複数人であり、筆談での対応が困難であることを考慮し、面談時間を1時間以内に調整し、1名分の費用で2名の手話通訳者を配置することとした。</p>

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

## 具体化

### I. 差別を解消するための措置

#### 不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等  
事業者

法的義務

#### 合理的配慮の提供

国・地方公共団体等  
事業者

法的義務

努力義務

#### 具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2)
  - 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
  - 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

#### 実効性の確保

- 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

### II. 差別を解消するための支援措置

#### 相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

#### 地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

#### 啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

#### 情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

雇児総発 0726 第 1 号  
社援基発 0726 第 1 号  
障障発 0726 第 1 号  
老高発 0726 第 1 号  
平成 28 年 7 月 26 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部局長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長  
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長  
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
(公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
(公印省略)

#### 社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について

本日未明、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生いたしました。

現時点において詳細は不明ですが、管内市町村及び社会福祉施設等に対し、下記の事項に留意の上、あらためて社会福祉施設等の入所者等の安全の確保に努めるよう、注意喚起をお願いいたします。

#### 記

1. 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、夜間等における施錠などの防犯措置を徹底すること。
2. 日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること。
3. 地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民などとの連携体制の強化に努めること。

障 第 697 号  
平成28年7月27日

各障害者福祉施設等の長 様

岡山県保健福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

障害者福祉施設等における入所者等の安全の確保等について

本県の障害保健福祉施策の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

7月26日に神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。

このことに関し、厚生労働省から社会福祉施設等における入所者等の安全確保に関する通知がありました。つきましては、同通知に基づき、入所者等の安全確保に努められるようお願いいたします。

また、今回の事案は、元職員によるものであることに鑑み、各施設・事業所におかれましては、従業者に対する研修などを通じた人権意識の高揚、適切な苦情解決体制の整備等について、一層の取組を図っていただきますよう、お願いいたします。

保健福祉部障害福祉課

障害福祉企画班 吉田 内線2848

TEL 086-226-7343 (直通)

FAX 086-224-6520

雇児総発 0915 第 1 号  
社援基発 0915 第 1 号  
障 障 発 0915 第 1 号  
老 高 発 0915 第 1 号  
平成 28 年 9 月 15 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部局長 殿  
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長  
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長  
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
(公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
(公印省略)

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について (通知)

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことから、本年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号・社援発 0726 第 1 号・障障発 0726 第 1 号・老高発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」により、あらためて社会福祉施設等における高齢者や障害者、児童といった入所者や利用者等（以下「利用者」という。）の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いしたところです。

この点、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保（以下「防犯に係る安全確保」という。）がなされた社

会福祉施設等となることの両立を図る上では、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要です。

つきましては、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、今回の事件の検証を踏まえ、現段階で必要と考えられる別添の点検項目を整理しましたので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び社会福祉施設等に対し周知をし、取組みを図るよう連絡方よろしくお願いいたします。

また、別添の点検項目については、引き続き、社会福祉施設等に係る関係者や防犯に係る安全確保の専門家などからの意見を踏まえ、追加・修正を行う場合があることを申し添えます。

なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いただくよう依頼しております。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものです。

## 記

1. 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るためには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。
2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配慮すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等（交通事情や不審者等の生活圏等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。）で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。

(別添)

## 社会福祉施設等における点検項目

### 1 日常の対応

#### (1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合

言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。  
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
  - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）
  - ② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）

例：玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。

防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。

防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交

換する。

- ③ 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）

例：道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。

敷地や建物への出入口を限定する。

- ④ 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）

例：夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。

植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。

防犯カメラを設置する。

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

- (6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途中で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示してい

るか。

- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

## 2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

### (1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。
  - ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。
  - ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。
  - ・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて) 利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。
  - ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。  
また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。
  - ・ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

### (2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。
  - ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的なおそれがあると判断し

た場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。

- ・ 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- ・ 不審者に対し利用者から離れた場所へ移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記（１）の体制を確保する。

障 障 発 0909 第 1 号  
平 成 28 年 9 月 9 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底に  
ついて

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

障害者支援施設等においても、介護保険施設等同様、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまでも「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」(平成10年8月31日社援第2153号)等のほか、今回の被害を踏まえ発出した「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成28年9月1日雇児総発0901第3号、社援基発0901第1号、障障発0901第1号、老高発0901第1号)の各通知及び関係法令に基づき、障害者支援施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導を行っていただいているところですが、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下障害者支援施設等へ周知いただくとともに、都道府県等におかれては、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

## 記

### 1 情報の把握及び避難の判断について

障害者支援施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を障害者支援施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月19日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」も参照すること。

特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添2「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)を参照願いたい。

### 2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

障害者支援施設等は、非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という。)を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域

の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要であり、別添3の資料も参考としながら、各障害者支援施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

#### 【具体的な項目例】

- ・ 障害者支援施設等の立地条件（地形 等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員 等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・ 関係機関との連携体制 等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。また、非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力すること。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて障害者支援施設等における非常災害対策を講じること。

非常災害対策計画策定の参考となる資料として別添3の資料を添付するので、併せて参考とすること。

### 3 点検及び指導・助言について

都道府県等は、上記1、2に記載した留意事項を踏まえ、障害者支援施設等における水

害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこと。

別紙の3の対象施設における別紙の1、2に記載した項目について、今年末時点の状況を都道府県等において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知おき願いたい。

#### 【参考となる資料】

(別添1)「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)

(別添2)「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課))

(別添3)「指定障害福祉サービス事業者等のための『非常災害対策計画』作成の手引き」(平成26年3月愛知県健康福祉部障害福祉課)

<http://www.pref.aichi.jp/shogai/05jigyousha/shitei/index.html>

調査項目案（予定）

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
  - ・ 障害者支援施設等の立地条件
  - ・ 災害に関する情報の入手方法
  - ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認
  - ・ 避難を開始する時期、判断基準
  - ・ 避難場所
  - ・ 避難経路
  - ・ 避難方法
  - ・ 災害時の人員体制、指揮系統
  - ・ 関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成 28 年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設等

- ・ 障害者支援施設
- ・ 療養介護事業所
- ・ 生活介護事業所
- ・ 短期入所事業所
- ・ 自立訓練事業所
- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所
- ・ 共同生活援助事業所
- ・ 障害児入所施設
- ・ 児童発達支援事業所
- ・ 医療型児童発達支援事業所
- ・ 放課後等デイサービス事業所
- ・ 児童発達支援センター

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の  
点検及び指導・助言について（依頼）

平成 28 年 8 月 31 日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第 10 号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

障害者支援施設等においても、介護保険施設等同様、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があり、「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成 28 年 9 月 9 日障障発 0909 第 1 号）に基づき、障害者支援施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導をお願いしたところです。

同通知では、都道府県等が、管内の障害者支援施設等の水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況や避難訓練の実施状況（実施時期等）を点検し、計画が策定されていない場合や避難訓練が実施されていない場合は管内の障害者支援施設等に対し指導・助言を行い、その結果について都道府県等ごとに把握し、厚生労働省に対し報告していただくようお願いさせていただいたところです。

これに基づき、貴職におかれましては、指定した障害者支援施設等の計画の策定状況・避難訓練の実施状況を点検し、必要に応じ指導・助言を行い、その結果

をとりまとめ、当省に報告していただきたく、具体的には下記の方法により実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

## 記

### 1. 点検項目

(非常災害対策計画の策定状況)

- ① 水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
  - ・ 障害者支援施設等の立地条件
  - ・ 災害に関する情報の入手方法
  - ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認
  - ・ 避難を開始する時期、判断基準
  - ・ 避難場所
  - ・ 避難経路
  - ・ 避難方法
  - ・ 災害時の人員体制、指揮系統
  - ・ 関係機関との連携体制

(避難訓練の実施状況)

- ① 平成 28 年内に水害・土砂災害の場合を含む地域の実情に応じた避難訓練が実施されたか。
- ② ①がされていない場合、平成 28 年度内に実施する予定はあるか。

※ 策定すべき非常災害対策計画の内容について

火災・地震に関する計画に加え、今般の事案において風水害による甚大な被害が生じたことを踏まえ、また、昨今の気象状況から台風や風害に関する被害はどの地域でも起こりうると考えられることから、それぞれの施設の属する地域・地形などを考慮し、起こりうる災害に対し網羅的に対応できているかについて確認すること。

なお、起こりうる災害の範囲について疑義が存在する場合には、消防及び防災部局と協議のうえ、決定すること。

## 2. 点検対象とする施設・サービス

①障害者支援施設 ②療養介護事業所 ③生活介護事業所 ④短期入所事業所 ⑤自立訓練事業所 ⑥就労移行支援事業所 ⑦就労継続支援事業所 ⑧共同生活援助事業所 ⑨福祉型障害児入所施設 ⑩医療型障害児入所施設 ⑪児童発達支援センター ⑫児童発達支援事業所 ⑬医療型児童発達支援事業所 ⑭放課後等デイサービス事業所

## 3. 点検及び報告方法

点検及び報告の方法は以下のとおりとする。

- ① 都道府県（指定都市、中核市（障害児支援については児童相談所設置市）を含む。以下同じ。）は、指定権限を有する管内の障害者支援施設等に対し、点検票1（事業者用）の記入を依頼する（障害者支援施設等への点検票1への記入依頼については、各自治体において電子メールでの依頼など最も簡便な方法を採用するものとする。）。
- ② 都道府県は、点検票1が管内の障害者支援施設等から提出された後、点検票2（都道府県とりまとめ用）に管内の全ての事業者の状況を取りまとめ、厚生労働省に提出する。

※ 本点検については、全ての障害者支援施設等が非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施が行われることを目的に実施していただくものであり、非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の箇所数を把握するのみならず、こうした取組について未実施又は不十分であると判断した障害者支援施設等に対しては、当該取組を実施するに当たり必要な指導・助言を行っていただくこと。

## 4. 回答期限

都道府県より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉財政係へ点検票2の電子媒体を平成29年3月15日（水）までにご提出ください。

# 避難情報の新たな名称と伝え方のイメージ

## 新たな名称

以下①～③の点を考慮

- ①できるだけ短く
- ②「避難準備」という言葉は残しつつ
- ③情報が持つ意味を名称に付記

(変更前)

避難指示

避難勧告

避難準備情報

(変更後)

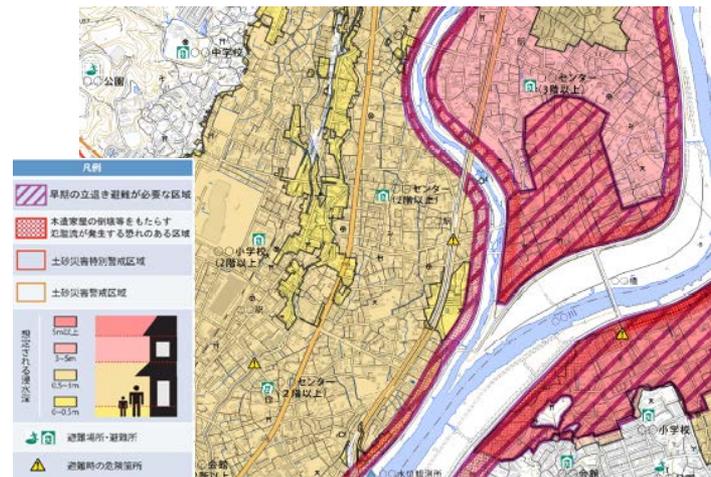
避難指示(緊急)

避難勧告

避難準備・高齢者等避難開始

## 記載のイメージ(ハザードマップの例)

○△市洪水ハザードマップ



避難情報の種類	とるべき避難行動
避難指示(緊急)	緊急に避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに緊急に避難して下さい。
避難勧告	速やかに避難を開始してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。
避難準備・高齢者等避難開始	次に該当する方は、避難を開始して下さい <ul style="list-style-type: none"> <li>・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方</li> <li>・〇〇川沿いにお住まいの方(※)</li> </ul> なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難して下さい。それ以外の方については、気象情報に注意し、危険だと思ったら早めに避難をしてください。

(※)急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に記載

# 避難情報の新たな名称と伝え方のイメージ

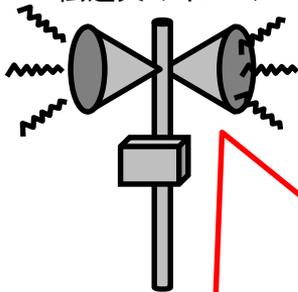
※12月26日(月)手交式後解禁  
(新聞は平成28年12月27日(火)付けの朝刊から解禁)  
【注意】内容について公表までに変更の可能性があります。

## 発令時のイメージ(防災行政無線、テレビ、緊急速報メールの例)

テレビによる伝達のイメージ



防災行政無線による  
伝達文のイメージ



### 避難準備・高齢者等避難開始

〇〇地区に「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されました。〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいております。次に該当する方は、避難を開始して下さい。

- お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方
- 川沿いにお住まいの方 (急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及)

以上の方は、避難を開始して下さい。なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難して下さい。

それ以外の方については、気象情報に注意し、危険だと思ったら早めに避難をしてください。

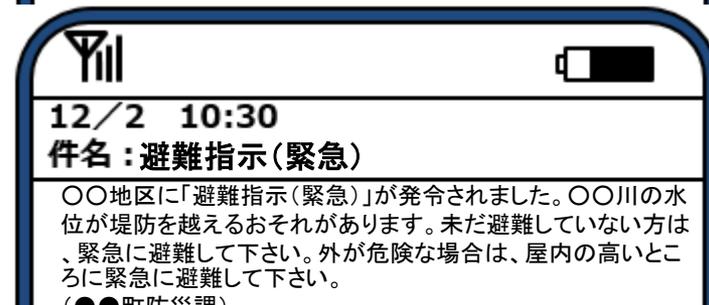
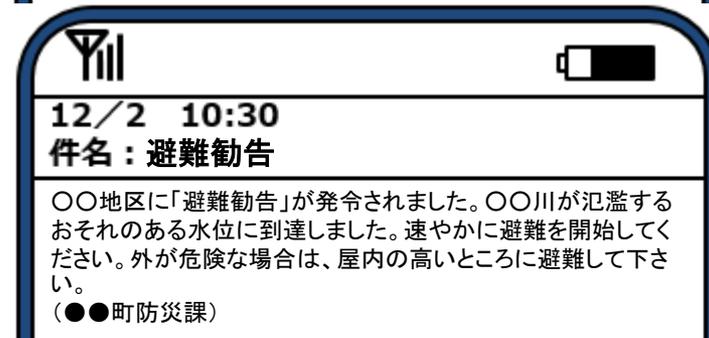
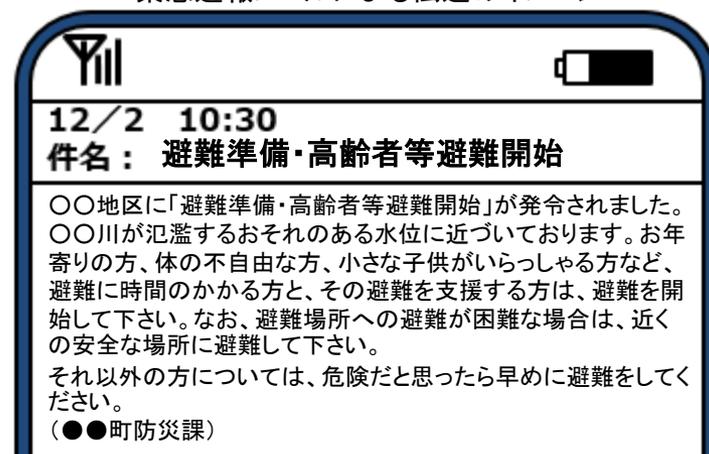
### 避難勧告

〇〇地区に「避難勧告」が発令されました。〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。速やかに避難を開始して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。

### 避難指示(緊急)

〇〇地区に「避難指示」が発令されました。〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。未だ避難していない方は、緊急に避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに緊急に避難して下さい。

緊急速報メールによる伝達のイメージ



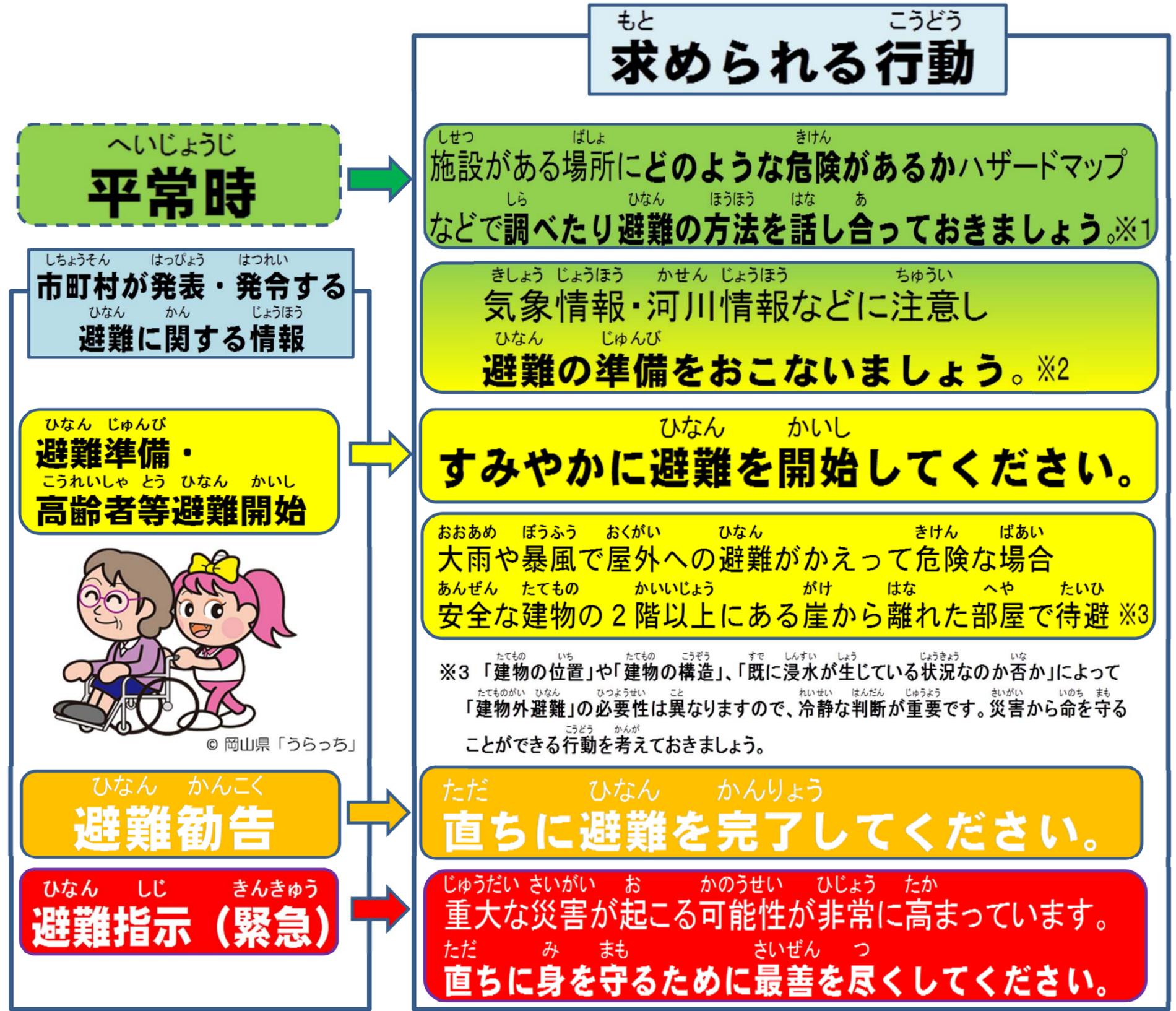
※携帯電話会社によって200文字以内の制限がある場合がある

「まさか、こんなことに……」とならないために  
 すいがい どしゃ さいがい せいめい まも  
 水害・土砂災害から生命を守るには



© 岡山県「ももっち・うらっち」

ほうさい じょうほう たい てきかく ひなん こうどう  
**防災情報に対して的確な避難行動を！**



※1 市町村のハザードマップ、おかやまぜん県統合型GISなどから、建物がどのような場所にあるか避難場所はどこかなどを調べることができます。

※2 気象台の発表する大雨注意報、大雨警報や岡山県・気象台の発表する土砂災害警戒情報、岡山県の提供する水位の情報などを岡山県のHP、ラジオ、テレビ、インターネットなどで入手することが早めの避難行動に役立ちます。

● 防災情報メール配信サービスに登録すると、各種の気象情報や避難情報をメールで配信するサービスを受けることができます。  
 検索サイトから「おかやま防災ポータル」で検索しトップメニューの「おかやま防災情報メール」を選択するか、右下のQRコードから空メールを送信し、サイトの指示に従って登録してください。登録料は無料です。(通信料は別途かかります。)

岡山県 知事直轄 危機管理課	086-226-7293
岡山県 保健福祉部 保健福祉課	086-226-7317
岡山県 土木部 河川課	086-226-7478
岡山県 土木部 防災砂防課	086-226-7482





防災情報メール配信サービス  
QRコード

© 岡山県「ももっち」

平成29年2月10日  
水管理・国土保全局水政課

## 「水防法等の一部を改正する法律案」を閣議決定 ～洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」の実現を目指します！～

近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることに対応し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図る「水防法等の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

### 1. 背景

近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化しています。平成27年9月の関東・東北豪雨、平成28年8月に北海道・東北地方を襲った台風10号等の一連の台風では、住民の逃げ遅れや家屋の浸水により甚大な被害が発生しました。

このため、国土交通省では一昨年来、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト一体となった対策により社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を進めて参りましたが、この取組をさらに加速し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するための抜本的な対策を講ずることとします。

### 2. 改正案の概要

#### (1) 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

- 地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者の連携体制を構築するため、大規模氾濫減災協議会制度を創設。  
〔大規模氾濫減災協議会の設置率：約37%（134/367協議会）（2016年12月）  
⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現。〕
- 地域の中小河川における住民等の避難を確保するため、市町村長が可能な限り浸水実績等を把握し、これを水害リスク情報として住民等に周知する制度を創設。
- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、その管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務化。  
〔避難確保計画の作成・避難訓練の実施率：約2%（716/31,208施設）（2016年3月）  
⇒ 関係機関と連携し、2021年までに100%を実現。〕

#### (2) 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

- 高度な技術等を要するダム再開発事業や災害復旧事業等を、国土交通大臣又は独立行政法人水資源機構が都道府県知事等に代わって行う制度を創設。
- 民間事業者による水防活動の円滑化を図るため、水防活動を委託された民間事業者が、緊急時に他人の土地を通過すること等を可能に。
- 輪中堤防等の洪水氾濫による浸水の拡大を抑制する土地を保全する制度を創設。

【問い合わせ先】水管理・国土保全局水政課 小松、内山、青木  
代表番号 03-5253-8111（内線：35-213、35-227）  
直通番号 03-5253-8439  
FAX番号 03-5253-1601

平成27年度 指定障害福祉サービス事業者等に対する指定及び指導等の状況

是正改善指導事項	都道府県市名														岡山県									
	居宅介護事業所	重度訪問介護事業所	同行援護事業所	行動援護事業所	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所	重度障害者等包括支援事業所	障害者支援施設	自立訓練（機能訓練）事業所	自立訓練（生活訓練）事業所	就労移行支援事業所	就労継続支援（A型）事業所	就労継続支援（B型）事業所	共同生活援助事業所	地域移行支援事業所	地域定着支援事業所	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後等デイサービス事業所	保育所等訪問支援事業所	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	
1 指定等の状況																								
前年度末現在の指定事業所等数(A)	97	72	32	7	2	61	37	27		5	10	37	74	47	24	22	69	2	64	6	1	1		
当該年度(平成27年度)の指定状況(B)	指 定(a)	5	3	4	1		2	5			1	1	11	4	2	4	4	7		9	6			
	更 新			1			9	5	6		3	2	2	6	3			1						
	廃 止(b)	7	5	2	1							1		1	1			1		5	1			
	辞 退(c)																							
	取 消(d)																							
期間を定めての効力停止																								
平成27年度末の指定事業所等数(A)+(B)	95	70	34	7	2	63	42	27		6	10	48	77	48	28	26	75	2	68	11	1	1		
2 指導及び監査の状況																								
事業所等数	97	72	32	7	2	61	37	27		5	10	37	74	47	24	22	69	2	64	6	1	1		
集団指導	計画数	97	72	32	7	2	61	37	27		5	10	37	74	47	24	22	69	2	64	6	1	1	
	実施数	75	58	29	6		50	21	22		4	8	29	55	29	23	21	56	2	54	3	1	1	
	実施率(%)	77%	81%	91%	86%		82%	57%	81%		80%	80%	78%	74%	62%	96%	95%	81%	100%	84%	50%	100%	100%	
実地指導	計画数	37	26	7	1		15	15	12		1	3	12	31	11	5	5	24	1	23	2	1		
	実施数	37	26	7	1		15	15	12		1	3	12	31	11	5	5	24	1	23	2	1		
	実施率(%)	38%	36%	22%	14%		25%	41%	44%		20%	30%	32%	42%	23%	21%	23%	35%	50%	36%	33%	100%		
監 査													1											
3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況																								
第1 基本方針・一般原則	1							1				4		1			1		1					
第2 人員に関する基準	(3)	(1)								(1)		(1)	(1)	(3)			(4)		(4)					
1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)	1									1				3			4		4					
2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者	2	1										1	1											
3 管理者																								
4 利用者数の算定	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
5 職務の専従	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
6 従たる事業所設置の場合の特例	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
7 訪問による指定自立訓練	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
第3 設備に関する基準							1			1		3	2	1										
第4 運営に関する基準	(27)	(19)	(6)			(12)	(13)	(11)		(1)	(3)	(17)	(28)	(11)	(5)	(5)	(24)	(1)	(25)	(2)				
1 内容及び手続の説明及び同意	26	19	6			8	6	3		1	1	12	13	8	3	3	18	1	18	1				
2 契約支給量(契約内容)の報告等	8	1				7	/					3	6	/	1	3	4		6		/	/		
3 提供拒否の禁止																								
4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整																								
5 サービス提供困難時の対応					/									/										
6 受給資格の確認	1					1							1											
7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助													1											
8 心身の状況等の把握	1												1											
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													3										/	

是正改善指導事項	事業所種別																							
	居宅介護事業所	重度訪問介護事業所	同行援護事業所	行動援護事業所	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所	重度障害者等包括支援事業所	障害者支援施設	自立訓練（機能訓練）事業所	自立訓練（生活訓練）事業所	就労移行支援事業所	就労継続支援（A型）事業所	就労継続支援（B型）事業所	共同生活援助事業所	地域移行支援事業所	地域定着支援事業所	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後等デイサービス事業所	保育所等訪問支援事業所	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	
10 身分を証する書類の携行																						1		
11 サービスの提供の記録	5	1				6	4	3					8	12	2	1	1	2		3				
12 利用定員																		1						
13 開始及び終了(入退居)・居住地変更への対応																								
14 入退所(居)の記録の記載等							5									3								
15 指定事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等													1	1										
16 利用者負担額等の受領						1							3	1	1			1		1				
17 利用者負担額に係る管理								3										1	1	2				
18 給付費等の額に係る通知等	6	2	1			1							3	2				3		1	1			
19 取扱方針																								
20 計画の作成(書類の交付)	7					3		4			1	9	20	2				8		7				
21 サービス提供(児童発達支援管理)責任者の責務																								
22 管理者の責務(管理者による管理等)												1		1										
23 同居家族に対するサービス提供の禁止																								
24 (その他の)サービスの提供																								
25 検討等																								
26 相談及び援助																								
27 (機能)訓練・指導等													1											
28 雇用契約の締結等													1											
29 看護・介護・家事等																								
30 生産活動・就労														2										
31 工賃の支払・賃金													1	18										
32 実習の実施														1										
33 求職活動の支援等																								
34 職場への定着のための支援												1												
35 就職状況の報告																								
36 利用者及び従業者以外の者の雇用																								
37 社会生活上の便宜の供与等								5								1								
38 地域生活移行のための支援																								
39 食 事													1	2										
40 実施主体																								
41 事業所の体制・支援体制の確保																								
42 障害福祉サービスの提供に係る基準																								
43 健康管理													4	1										
44 緊急時等の対応	1					1							2	1			1	3		3				
45 入院期間中の取扱い																								
46 支給決定障害者等に関する市町村への通知																								
47 運営規程	11	9	3			1	1	1					2	5	1			7	1	5	1			
48 介護等の総合的な提供																								
49 勤務体制の確保等	2							1					2	5	3			1		2				
50 定員の遵守								1						1				4		2				
51 非常災害対策						3							10	11	3			6		8				
52 設備及び備品等																								
53 衛生管理等	2	1				1		1		1		6	6	5				3		3				
54 協力医療機関等																		1		1				
55 掲 示	1	1				1							4	3	3	3	3	2						
56 秘密保持等	2					3	1						2	3	2	1	1	6		5				

是正改善指導事項	事業所											施設												
	居宅介護事業所	重度訪問介護事業所	同行援護事業所	行動援護事業所	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所	重度障害者等包括支援事業所	障害者支援施設	自立訓練（機能訓練）事業所	自立訓練（生活訓練）事業所	就労移行支援事業所	就労継続支援（A型）事業所	就労継続支援（B型）事業所	共同生活援助事業所	地域移行支援事業所	地域定着支援事業所	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後等デイサービス事業所	保育所等訪問支援事業所	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	
57 情報の提供等(広告)												1		1										
58 利益供与(収受)等の禁止																								
59 苦情解決													1					1		1				
60 事故発生時の対応								1				3	3					2		2				
61 会計の区分	6	1				2	1				1	1	2					3		3				
62 身体拘束等の禁止	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	2	1		/	/								
63 地域との連携等(関係機関との連絡調整)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/	/		3						
64 記録の整備													1				1							
65 経過措置・特例	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
66 虐待の禁止	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	6		7				
67 懲戒に係る権限の乱用禁止	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
68 障害児に係る給付金の金銭管理	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
69 障害福祉サービスの体験的利用支援	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
70 体験的な宿泊支援	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
71 その他( )																								
第5 多機能型(一体型)に関する特例	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
第6 変更の届出等	2	2				3		2				2	7	4	3	3	4		5					
第7 給付費の算定及び取扱い	(6)	(1)	(1)			(4)	(1)	(3)		(1)	(1)	(11)	(10)	(7)		(1)	(12)		(12)				(1)	
1 基本事項													2	2				1		1				
2 ○○サービス費・○○給付費	6	1	1				1					5	3			1	1		4					
3 各種加算						6	/	6		1	2	13	10	6	/		11		8				2	
第8 その他	(2)							(1)				(2)		(2)										
1 その他(重要事項説明書)	2																							
2 その他(預り金の状況)								1				2		2										
3 その他( )																								
4 その他( )																								
5 その他( )																								

- (注) 1 「広域連合等」とは、地方自治法に基づく一部事務組合、広域連合を言う。
- 2 「実地指導結果の事項別是正改善指導状況」欄の( )の中には、各事項の積み上げ合計数ではなく、是正改善指導を行った事業所実数を記入すること。従って、( )を付した事項に関しては、是正改善指導数の合計数の記入は要しない。
- 3 第1～第7に該当しない項目は、第8「その他」欄に記入すること。その際、( )内に具体的指導事項を記入すること。
- 4 指定都市・中核市の新設に伴う移譲については、「前年度末現在の指定事業所等数(A)」で整理(県は減、市は増)して記入すること。
- 5 「当該年度の指定状況(B)」欄について、指定の更新をせずに失効となったものは、「辞退等」に記入すること。

最近の主な指導項目【施設・通所(就労系を除く)・居住系事業所】

No.	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	主な根拠条文等
1	指定事業者等の一般原則	サービスの提供は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて作成された個別支援計画に基づき行う必要があるが、サービス提供開始後に、個別支援計画が作成され、説明同意日もサービス提供後という事例が見受けられた。	指定サービスについては、暫定的な内容であっても、サービス提供開始日までに当該利用者の個別支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。 なお、暫定的な個別支援計画を作成した場合は、早期にモニタリング(継続的なアセスメントを含む。)を実施し、当該計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行うこと。	基準条例第3条第1項
2	指定障害福祉サービス事業者等の一般原則	利用者に対する虐待を防止するための取組が不十分である。	利用者に対する虐待を防止するため、虐待に関する定義や防止対策等を定めた規程を策定するとともに、従業者に研修を実施する等の措置を講ずるよう努めること。	基準条例第3条第3項
3	内容及び手続の説明及び同意	利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項を記した重要事項説明書に必要な事項である事故発生時の対応についての記載漏れ、苦情相談担当窓口としての苦情解決責任者及び苦情受付担当者の一方しか記載されていない。重要事項説明書に記載された営業時間、利用者負担額が運営規程と相異していた。	利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項を記した重要事項説明書には、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記載すること。運営規程と重要事項説明書の記載内容が整合すること。	基準条例第10条第1項、解釈通知第三の3(1) 施設基準条例第11条第1項、解釈通知第三の3(1)
4	重要事項説明書	重要事項説明書について、「緊急時等における対応方法」や「虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項」について具体的な記載がない等不備がある。	全文を再点検の上修正すること。	基準条例第10条第1項、解釈通知第十三の3(12)(第三の3(1))
5	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書について、サービスの選択に資すると認められる重要事項である「緊急時等における対応方法」や「虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項」について具体的な記載がない等不備がある。	全文を再点検の上修正すること。	基準条例第10条、解釈通知第十三の3(12)(第三の3(1))
6	内容及び手続の説明及び同意	利用者との利用契約に際し契約書の作成がされていなかった。利用契約書に記載された個別支援計画の作成手順に係る記述の誤りが確認された。利用契約書に記載されているサービスの内容と運営規程との整合及び事業者の所在地の記載漏れが確認された。	利用者との間でサービス提供に係る契約が成立した時は、①事業者の名称及び所在地、②サービス内容、③・利用者が支払うべき額、④サービス提供開始年月日、⑤苦情を受け付けるための窓口を記載した書面をもって契約を締結し、当該書面を交付すること。	基準条例第10条第2項、解釈通知第三の3(1) 施設基準条例第11条第2項、解釈通知第三の3(1)
7	契約支給量の報告等・入退去の記録の記載等	サービス提供に係る契約が成立(入居)した時、終了(退去)した時又は契約支給量の変更が生じた時は、利用者の受給者証に必要な事項を記載する必要があるが、一部に記載がされていないものが確認された。	全ての利用者の受給者証に記載が必要な①事業者及び事業所の名称、②指定居宅介護の内容、③月当たりの契約支給量、④契約日等の必要な事項を漏れなく記載すること。	基準条例第11条第1項
8	サービスの提供の記録	サービスの通所利用者について、当該サービスの提供に際し、そのサービスの提供日、内容その他必要な事項を、その都度記録するとともに、利用者からサービスを提供した旨の確認をその都度受けておらず、月末まとめて利用者確認が行われていた。共同生活援助サービスを提供した際には、サービスの提供の記録を作成し、利用者からその内容の確認を受ける必要があるが、その利用者確認を一切受けていなかった。	サービスの通所利用者については、当該サービスの提供に際し、そのサービスの提供日、内容その他必要な事項を、その都度記録するとともに、利用者からサービスを提供した旨の確認をその都度(利用日ごと)受けること。	基準条例第20条第2項、解釈通知第三の3(9)② 施設基準条例第21条第2項、解釈通知第三の3(11)②
9	利用者負担額等の受領	利用者から提供した便宜に要する費用を受領しているが、領収証を交付していなかった。	利用者から費用を受領した場合は、必ず利用者に対し領収証を交付すること。	基準条例第22条第4項
10	給付費の額にかかわる通知等	法定代理受領により市町村から訓練等給付費を支給された場合、利用者に対しその額を通知されなかった。	法定代理受領により市町村から訓練等給付費を支給された場合、利用者に対しその額を通知すること。	基準条例第24条第1項
11	秘密保持等	利用者又は家族に関する情報を他の事業所、医療機関等に対し提供することについて、重要事項説明書への記載及び説明のみで対応していた。	利用者及びその家族から必要最小限での個人情報情報の利用について包括的な同意を文書で得ること。	基準条例第37条第3項、解釈通知第三の3(24)③
12	秘密保持等	他の事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供する際に、あらかじめ書面で同意を得ていなかった。	他の事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ書面で利用者又はその家族から同意を得る。	基準条例第37条第3項
13	運営規程	運営規程について、非常災害対策、虐待防止及び情報開示についての記載が不十分である。また、食事提供体制加算の算定対象者からの実費負担額の記載がされていない。	非常災害対策、虐待防止及び情報開示についての記載を追加・充実させること。また、食事提供体制加算の算定対象者からの実費負担額の記載を、運営規程別表に記載された食費のうちの食材料費について明記し、重要事項説明書と内容を統一させること。なお、運営規程を変更した場合は、変更後10日以内に変更届を提出すること。	基準条例第32条

14	定員の遵守	施設において、定員を超過した受け入れがあった。	介護給付費の減算の有無に関わらず、原則として定員は遵守すべきものである。利用定員を超えた受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該施設において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り可能とされていることに留意すること。	施設基準条例第48条
15	サービスの提供の記録	サービスの提供に係る記録ができていない。	指定共同生活援助を提供した際は、当該指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者から確認を得ること。	基準条例第55条、解釈通知第十三の3(12) (解釈通知第四の3(2))
16	個別支援計画の作成等	個別支援計画の様式上の作成者欄に、サービス管理責任者以外の従業者の氏名が記載されていた。サービス管理責任者が、個別支援計画の作成に係る業務を行うものであるが、モニタリングの実施者が管理者となっていたものが見受けられた。	個別支援計画は、サービス管理責任者が作成することとされており、実態としてサービス管理責任者が計画内容の決定を行っていることとあり、当該計画の様式を見直し、作成者が明確になるようにすること。	基準条例第60条第1項
17	個別支援計画の作成等	サービス管理責任者が作成した個別支援計画の原案に対しサービス提供に当たる担当者等の意見を求める会議が開催されていなかった。	サービス管理責任者が作成した個別支援計画の原案に対しサービス提供に当たる担当者等の意見を求める会議を開催し、当該計画の原案の内容について担当者等の意見を聴取すること。	基準条例第60条第5項
18	共同生活援助計画の作成等	共同生活援助計画作成に係る会議を開催したことが明確でなかった。	サービス管理責任者は、共同生活援助計画作成に係る会議を開催し、計画の原案の内容について意見を求める必要がある。また、当該会議の内容を記録しておくこと。	基準条例第60条第5項
19	施設障害福祉サービス計画の作成等	「個別支援計画書」に、「利用者及びその家族の生活に対する意向」や「達成時期」の記載が無かった。	サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならないので、様式を見直した上で、計画の原案を作成すること。	施設基準条例第27条第4項
20	施設障害福祉サービス計画の作成等	施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議を開催したことが明確でない。	サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議を開催し、計画の原案の内容について意見を求める必要があるが、当該会議を開催したことが明確でないので、会議の内容を記録しておくこと。	施設基準条例第27条第5項
21	生活介護計画の作成	生活介護計画の原案が作成されていなかった。	サービス管理責任者は、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成すること。なお、この場合において、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携について当該計画の原案に位置付けるように努めること。	基準条例第60条第4項
22	生活介護計画の作成	生活介護計画の作成に当たって行うアセスメントについて、記録等が残っておらず、実施したことが明確でなかった。	今後は、アセスメントの内容を記録し、保存しておくこと。	基準条例第60条第2項及び3項
23	生活介護計画の作成	計画の作成に係る会議の記録等が残っておらず、会議を開催したことが明確でなかった。	サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に係る会議を開催し、計画の原案の内容について利用者に対する指定生活介護の提供に当たる担当者等の意見を求める必要がある。今後は、会議の内容を記録し、保存しておくこと。	基準条例第60条第5項
24	計画の作成	個別支援計画の作成に際して、原案を作成してなかった。また、計画作成に係る会議を開催してなかった。	サービス管理責任者は、アセスメント等に基づき個別支援計画の原案を作成する。また、担当者等による個別支援計画作成に係る会議を開催し、原案の内容について意見を求める。	基準条例第60条第4項及び第5項
25	勤務体制の確保等	事業所の従業者が、同一事業所内での複数の職種の兼務及び同一法人が運営する指定事業所の従業者との兼務が生じているが、当該従業者との雇用契約上で明確に兼務関係の規定がされていなかった。	従業者との労働契約において、労働契約書（又は労働条件通知書）又は辞令書等により、兼務職種を明確にし、従業者の勤務の体制を適切に管理すること。	基準条例第70条第1項、解釈通知第四の3(17)①
26	勤務体制の確保等	生活支援員と世話を兼務している従業者について、勤務予定表でそれぞれの職種での勤務時間が不明確になっていた。	全ての従業者について、職種毎の勤務時間を明確にした勤務予定表を作成し、併せて当該勤務予定表に勤務実績を赤字等で書き込むなどにより、従業者の勤務体制の明確化を図ること。	基準条例第70条第1項
27	勤務体制の確保等	同一法人の他の事業所と兼務している従業者の勤務体制が明確になっていなかった。	事業所ごとに、従業者の勤務体制を定める。	基準条例第70条第1項 基準条例第200条第1項
28	非常災害対策	事業所で想定される非常災害への具体的な計画（消防計画等に準じたもの）が策定されていなかった。また、避難経路図（一次避難場所及び地域避難場所を含む。）が作成されていなかった。	事業所で想定される非常災害として地震、津波、高潮に対応する具体的な計画（消防計画等に準じたもの）を策定し、従業者に周知すること。また、避難経路図（一次避難場所及び地域避難場所を含む。）を作成し、従業者及び利用者が見やすい場所に掲示する等により、円滑な避難が可能な体制を確保すること。	基準条例第72条第2項

29	非常災害対策	緊急避難経路図が各共同生活住居に掲示されていない。	緊急避難経路図を各共同生活住居の見やすい場所に掲示すること。	基準条例第72条第2項、解釈通知第十三の3(12)(第四の3(19))
30	非常災害対策	火災を想定した避難訓練のみを行っている。	想定される様々な非常災害に対応するため、これまで行っている火災を想定した避難訓練に加え、地震や風水害を想定した訓練も行うこと。	基準条例第72条第3項、解釈通知第十三の3(12)(第四の3(19))
31	従業者の員数	生活支援員が、事業所に併設する法人の指定事業所以外の従業者を兼ねており、当該指定事業所以外での従事時間を生活支援員の配置員数に含めていた。	指定事業所以外での従事時間は、指定事業所での配置員数に含まれない。	基準条例第80条第1項
32	設備	訓練・作業室として届出されている作業室において、生活介護と就労継続支援B型の利用者が混在して支援を受けていた。	訓練・作業室については、サービスごとに専用であることとされていることから、訓練又は作業のスペースをサービスごとに区切り、サービス種類の異なる利用者が混在することがないよう訓練・作業室を区分すること。	基準条例第83条
33	運営規程	事業所等の営業日について、運営規程に規定された内容と実態(営業日時、利用者負担額)に乖離が生じていた。運営規程の規定された実施するサービスの種類に指定を受けたサービスの規定漏れが確認された。	運営規程に則した運営管理を行うこと。	基準条例第91条 施設基準条例第46条
34	衛生管理等	事業所の調理室、トイレ及び多目的室等の流し台等に共用される怖れのある手拭きタオルが設置されていた。	感染症のまん延防止のためにも共用される怖れのある手拭きタオルは撤去し、ペーパータオル等を配置し、衛生管理の徹底を図ること。	基準条例第92条第2項
35	掲示等	利用申込者のサービスの選択に資する重要事項が掲示されていなかった。運営規程及び重要事項説明書を事業所内に掲示していたが、事業所名称を変更する前のものであった。	当該掲示物は、利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示しているものであることから、最新の適切な情報を掲示すること。	基準条例第94条
36	利用者負担額等の受領	食事の提供に要する費用としての利用者負担額について、重要事項説明書記載の金額とは異なる少ない金額が領収されていた。	重要事項説明書で表示の金額のうちの食材料費を明確にするとともに、今後は、正しい額を受領するとともに、受領超過の場合は、利用者に返還すること。 なお、食材料費の設定をする場合には、運営規程にも追加規定すること。	基準条例第105条、 「食事の提供に要する費用等指針」
37	利用者負担額等の受領	短期入所の利用に際して、利用者から部屋代の負担を求めている。	部屋代については、短期入所サービスにおいて利用者から受けることのできる費用に該当しないものであることから、当該費用を徴収しないこと。	基準条例第105条第3項
38	利用者負担額等の受領	食事提供体制加算対象者である低所得者から、人件費相当分も含めた額を受領していた。	食事提供体制加算対象者である低所得者からは、食材料費に相当する額のみ受領する。	基準条例第105条第3項 利用料指針二のイ
39	利用者負担額等の受領	利用者から家賃、光熱水費等の支払いを受けているが、領収書が交付されていなかった。	利用者から家賃、光熱水費等の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を交付する。	基準条例第198条の4第4項
40	入退居の記録の記載等	入居者の入居、退居に際して、受給者証へ必要な事項が記載されていなかった。また、市町村へ報告していなかった。	入居者の入居又は退居に際しては、入居又は退居の年月日その他必要な事項を受給者証に記載する。また、受給者証記載事項を市町村へ遅滞なく報告する。	基準条例第198条の3
41	利用者に求めることができる金銭の支払いの範囲等	共同生活住居に配置された職員がいるにも関わらず、日用品費として、トイレトーパーを全て利用者の使用分として利用者に支払いを求めている。	共同生活住居に配置された職員の使用分も含まれているので、按分等により適切な負担額(実費相当額)の負担を求めること。	基準条例第198条の4第3項
42	変更の届出	県に届け出ている平面図と実態に相異が生じていた。定款及び役員変更について、届出がされていなかった。	県に届出されている事項に変更が生じた場合は、法律に定められた期限(変更後10日以内)までに変更届を漏れないよう提出すること。	法第46条第1項
43	変更の届出	届出を要する変更事項について、所定の期限までに届出がなされていない事例(役員の変更)が見受けられた。	変更届出事項が生じた際は、漏れないよう期限までに届け出ること。	法第46条第1項及び第3項、法施行規則第34条の23及び第34条の26

※基準条例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第52号）

※施設基準条例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第53号）

## 平成27年度における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第20条の規定により、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況等について、公表する内容は次のとおりである。

県内の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実確認件数 5件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	女性(1人)	男性(2人)	男性(1人)	男性(1人) 女性(1人)	男性(1人)
	年齢階級	25～29歳	35～39歳 40～44歳	30～34歳	40～44歳 45～49歳	30～34歳
	障害種別	知的障害	知的障害 (2人)	知的障害	知的障害 身体・知的障害	精神障害
障害者虐待の類型		性的虐待	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待 経済的虐待	心理的虐待
施設・事業所の主なサービス種別		就労継続支援B型	障害者支援施設	障害者支援施設	就労継続支援A型	就労継続支援A型
虐待を行った障害者福祉施設従事者の職種		職業指導員 (1人)	支援員 (1人)	支援員 (1人)	管理者、職業指導員 (3人)	支援員 (1人)
障害者虐待に対して取った措置		法人全体での虐待防止体制の見直し、全職員に対する教育の徹底等を指導	再発防止に向けた職員研修の実施や定期的なセルフチェックの実施等を指導	再発防止に向けた職員研修の実施や定期的なセルフチェックの実施等を指導	虐待防止マニュアル等の整備や全職員に対する研修の徹底、支援の質の向上を指導	虐待を行った者への厳重注意、事業所に対し虐待防止体制の整備等を指導

(参考) 平成27年度 障害者虐待の通報・届出とその確認の状況

(単位：件)

		障害者福祉施設従事者等による虐待	養護者による虐待	使用者による虐待
通報・届出件数		34	64	14
うち障害者虐待		5	28	※ <sub>2</sub> 2
障害者虐待の内訳 ※ <sub>1</sub>	身体的	3	14	0
	性的	1	4	0
	心理的	3	9	1
	放棄・放任	0	3	1
	経済的	1	11	1

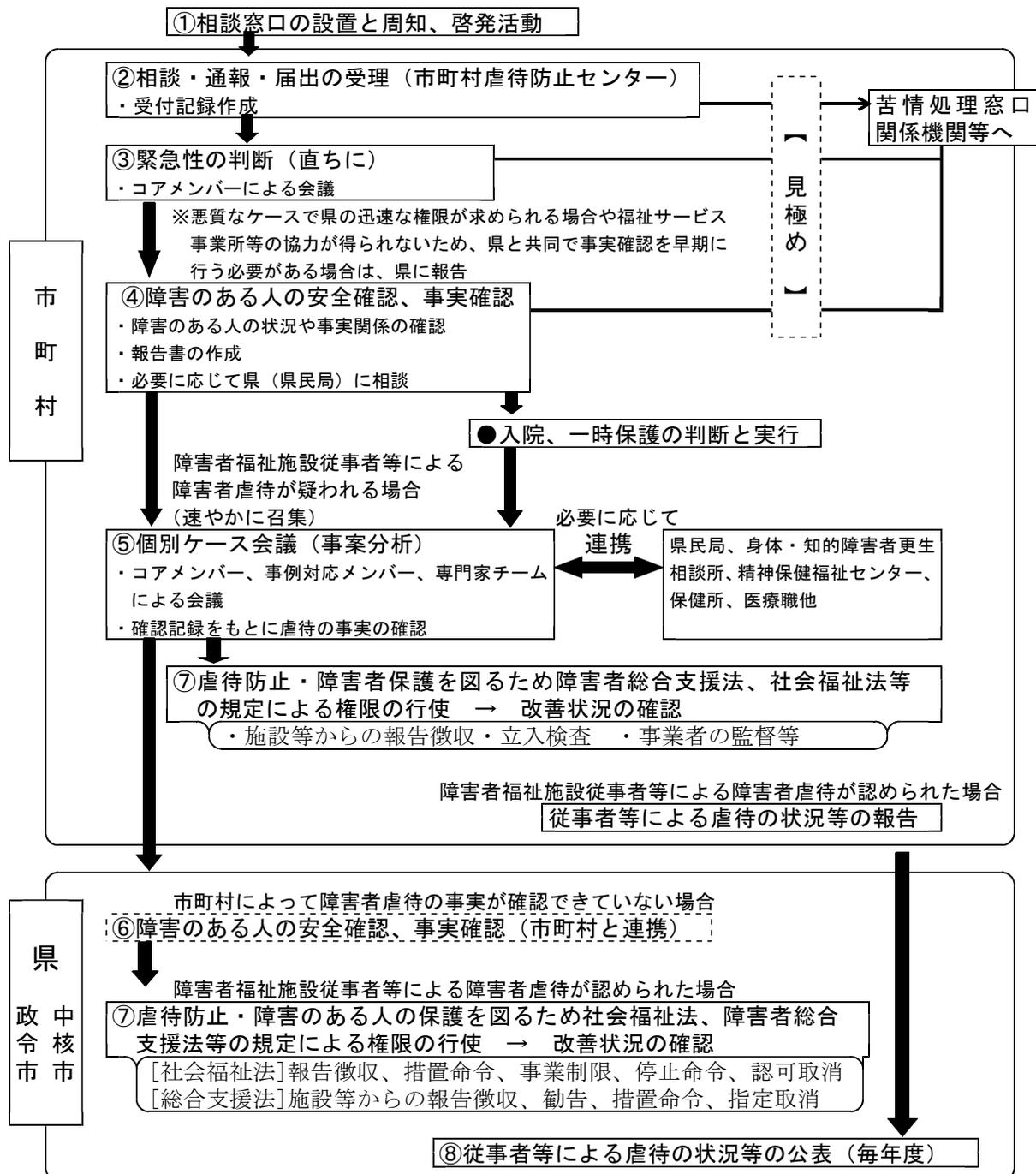
※<sub>1</sub> 虐待の内訳は、重複している

※<sub>2</sub> 虐待の疑いがあるため、労働局に報告した件数

## ○障害者福祉施設従事者等による障害者虐待発生時の対応図



## ○障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応フロー図



## 平成27年度 障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要

### 1 全庁の実績

調達額 14,471千円（物品:3,743千円、役務:10,728千円）

<H26> 11,987千円 （物品 3,457千円 役務8,530千円 ）

（単位：円）

調達先区分	合計		物 品									
	件数	金額	① 事務用品・書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の物品		小計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
a 就労継続支援事業所等	205	11,023,601	1	800	15	1,281,160	62	1,392,778	3	199,060	81	2,873,798
b 共同受注窓口	93	3,279,335	21	50,939	6	95,910	16	722,630	0	0	43	869,479
c 特例子会社等	7	168,136	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	305	14,471,072	22	51,739	21	1,377,070	78	2,115,408	3	199,060	124	3,743,277
役 務												
調達先区分	① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・施設管理		④ 情報処理		⑤ その他の役務		小計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
a 就労継続支援事業所等	76	4,819,901	40	209,530	5	1,814,832	0	0	3	1,305,540	124	8,149,803
b 共同受注窓口	36	956,858	7	18,300	1	864,000	1	32,040	5	538,658	50	2,409,856
c 特例子会社等	0	0	0	0	0	0	7	168,136	0	0	7	168,136
計	112	5,776,759	47	227,830	6	2,678,832	8	200,176	8	1,844,198	181	10,727,795

### 2 調達目標と実績

全庁において、前年度の障害者就労施設等からの調達実績額以上 → 達成

## 平成28年度岡山県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

### 1 適用範囲

この方針は、知事部局、教育庁、警察本部、企業局、議会事務局、監査事務局、各種行政委員会の事務局及び全出先事務所（学校、警察署等を含む。）に適用します。

### 2 対象となる施設等及び物品等

この方針の対象施設等は、その所在地又は住所が県内にある、優先調達法第2条第4項の障害者就労施設等とします。

また、対象となる物品等は、対象施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）とします。

### 3 調達の目標

平成28年度は、全庁において、前年度に障害者就労施設等から調達した実績額以上とすることを目標として設定します。

### 4 基本的な考え方

#### (1) 全庁的な取組の推進

障害のある人の自立に資するため、全庁において、可能な限り幅広い分野からの調達に努めます。

#### (2) 予算の適正な執行等との調整

調達に関する他の施策等との調和を図るとともに、調達に係る施策の効果的な実施や予算の適正な執行に努めます。

#### (3) 障害者就労施設等との協働による推進

障害者就労施設等に対し、官公需の拡大に資する自主的・主体的な取組を促しつつ、施設等との協働による調達の推進に努めます。

#### (4) 地域での発注機会の拡大

出先事務所における当該管轄内の施設からの調達実施や市町村との連携等を通じて、調達に当たって地域での発注機会の拡大に努めます。

### 5 調達の推進のための具体的方策等

#### (1) 調達の推進体制の整備

障害者就労施設等からの調達に関するセンター機能を保健福祉部（障害福祉課）に設け、障害者就労施設等への調達情報の提供や、施設等や各部局からの問い合わせへの対応を行うとともに、各部局等に対して各施設の取扱商品の一覧など分かりやすい情報を適時適切に提供します。

また、重点的な取組として、実績の高い分野での調達事例や調達手順について情報共有を行い、効果的な推進を図ります。

## (2) 随意契約方式の活用等

各部局等は、障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするなど、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令、県財務規則など関係規定に従い、随意契約方式を活用しながら障害者就労施設等からの調達を行います。

## (3) 共同受注組織等の活用

共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととし、専用サイト上でのマッチングシステムの活用など、共同受注窓口である岡山県セルフセンターを介した調達の推進に努めます。

## (4) 障害者就労施設等への配慮

各部局等は、障害者就労施設等に対して、調達情報の提供に努めます。

また、障害者就労施設等からの調達を行うに当たっては、可能な限り、その仕様を明確化するとともに、障害者就労施設等の特性に配慮した納期の設定に努めます。

## (5) 障害者就労施設等への働きかけ

障害者就労施設等に対して、適切な情報発信をはじめ、物品等の質の確保や品目等の拡大など、調達の拡大に向けた主体的かつ前向きな取組を促します。

## (6) 市町村との連携等

適時適切な情報の提供・共有や的確な助言等により、市町村との連携を深めるとともに、地域における市町村と障害者就労施設等との連携した取組を支援し、全県的な調達を推進します。

## (7) 公契約における障害者の就業を促進するための措置等

本県では、総合評価落札方式における評価項目に障害者雇用の有無を設定し、公契約における障害者の就業促進に努めます。

## 6 進行管理等

年度終了後、各部局における調達の実績を取りまとめ、その概要を公表します。

また、次年度の調達方針に反映できるよう、年度途中における調達状況の把握など進行管理にも努めます。

### 【参考】

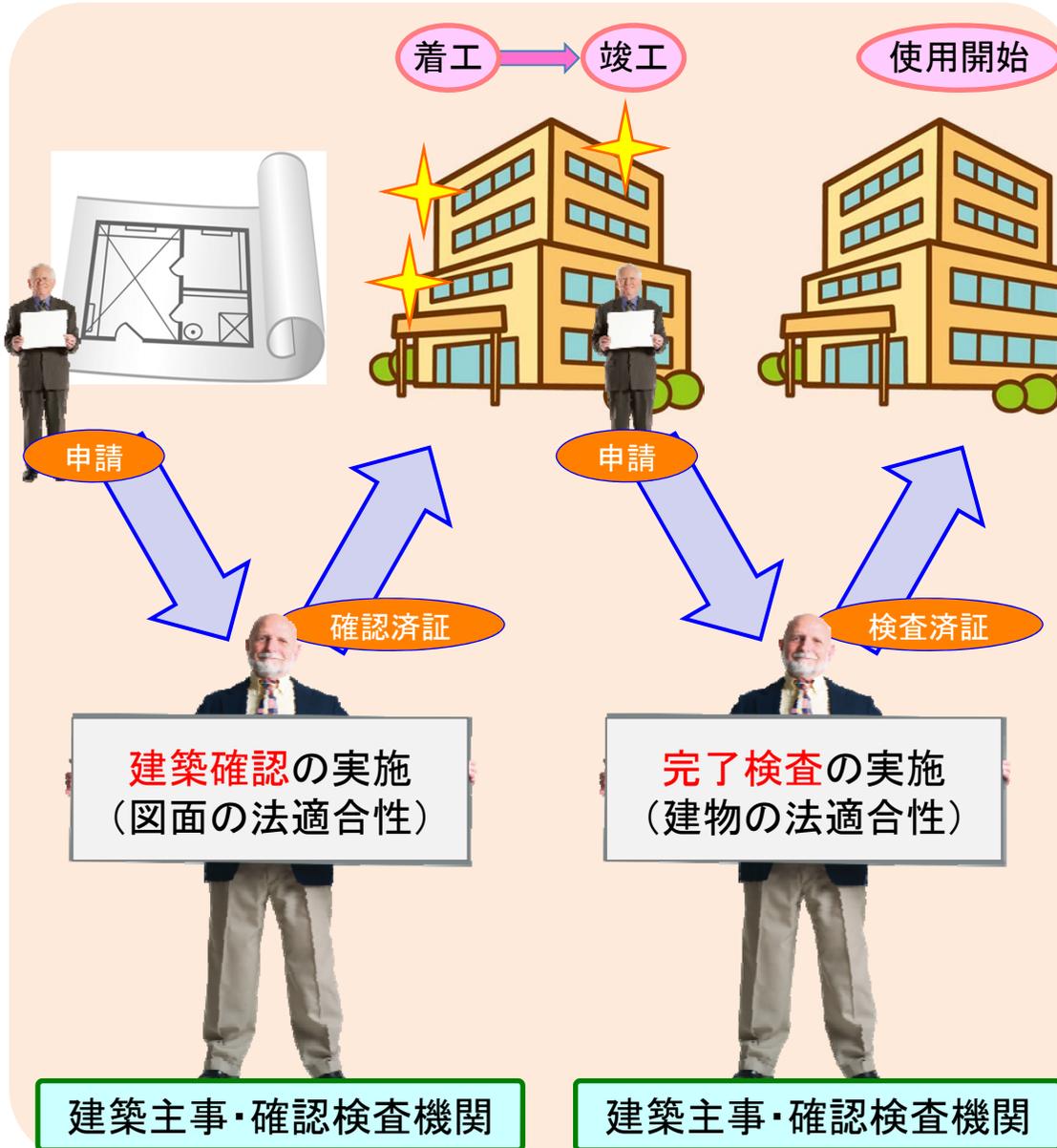
#### ○障害者就労施設等

- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・生活介護事業所
- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援A型事業所
- ・就労継続支援B型事業所
- ・小規模作業所
- ・障害者雇用促進法の特例子会社
- ・在宅就業支援団体

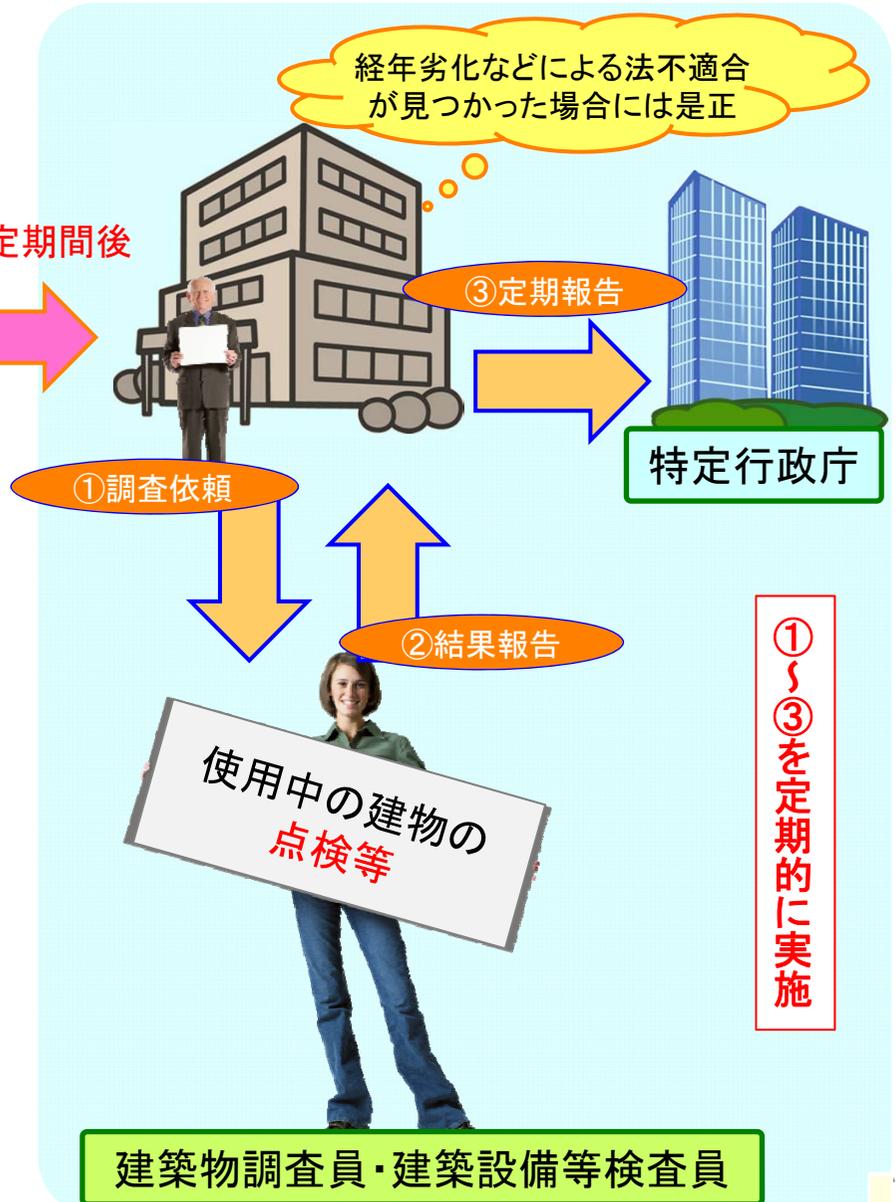
#### ○H27年度の本県における調達実績

14,471千円（物品：3,743千円、役務：10,728千円）

## 建てる前のチェック体制



## 建てた後のチェック体制



- 建築基準法第12条においては、①建築物、②建築設備（給排水設備、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置）、③昇降機等、④防火設備について、経年劣化などの状況を定期的に点検する制度が設けられている。
- 具体的には、一定の条件を満たす建築物等の所有者・管理者の義務として、(1) 専門技術を有する資格者に建築物等の調査・検査をさせ、(2) その結果を特定行政庁※へ報告することを定めている。

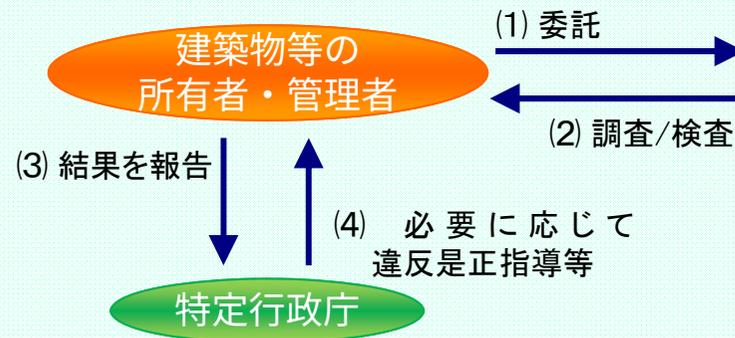
※ 建築主事を置いている地方公共団体の長のこと。

改正前

## 【報告対象の建築物等】

- ・ 特定行政庁が指定する
  - ①建築物、
  - ②建築設備、
  - ③昇降機等

## 【報告手続きの流れ】



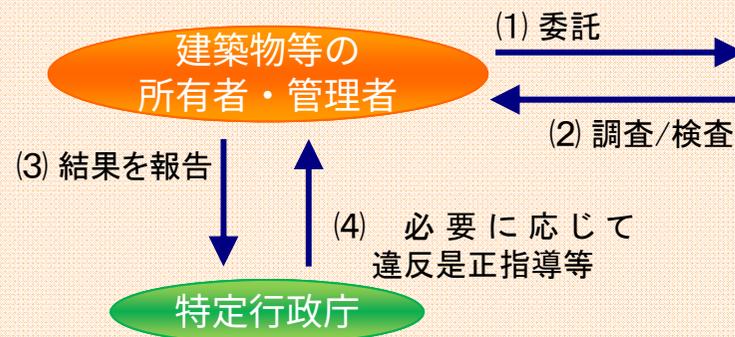
- 専門技術を有する資格者
  - ・ 一級建築士
  - ・ 二級建築士
  - ・ 法定講習の修了者
 (特殊建築物等調査資格者・昇降機検査資格者・建築設備検査資格者)

改正後

## 【報告対象の建築物等】

- ・ 国が政令で指定する
  - ①建築物、②建築設備、
  - ③昇降機等、④防火設備
- ・ 特定行政庁が指定する
  - ①建築物、②建築設備、
  - ③昇降機、④防火設備

## 【報告手続きの流れ】



- 専門技術を有する資格者
  - ・ 一級建築士
  - ・ 二級建築士
  - ・ 法定講習の修了者で国土交通大臣から資格者証の交付を受けた者
 (特定建築物調査員・昇降機等検査員・建築設備検査員・防火設備検査員)

※ 赤字・下線部分が改正箇所

# ～平成 28 年 6 月から特殊建築物定期報告の対象となる建築物が増えます～

岡山県土木部都市局建築指導課

平成 28 年 6 月 1 日施行の改正建築基準法により、今まで対象だったものに加え、政令で定める用途・規模の特殊建築物が新たに報告の対象となります。

## ★平成 28 年 6 月からの定期報告対象の特殊建築物と報告時期

No.	用途	県細則で定める規模	政令で定める規模※1	報告時期
1	劇場、映画館又は演芸場	その用途に供する部分の床面積の合計が 200 ㎡を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階又は 3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの</li> <li>・当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が 200 ㎡以上のもの</li> <li>・主階が 1 階にないもの（劇場、映画館、演芸場に限る。）</li> </ul>	平成 28 年及び同年以後 3 年ごとの年の 4 月 1 日から 12 月 31 日まで
2	観覧場（政令にあっては屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	その用途に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡（屋外観覧席にあっては、1,000 ㎡）を超えるもの		
3	旅館又はホテル	その用途に供する部分の床面積の合計が 600 ㎡を超えるもの又は 3 階以上の階をその用途に供するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階又は 3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの</li> <li>・2 階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 300 ㎡以上のもの</li> </ul>	平成 29 年及び同年以後 3 年ごとの年の 4 月 1 日から 12 月 31 日まで
4	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等	その用途に供する部分の床面積の合計が 600 ㎡を超えるもの又は 3 階以上の階をその用途に供するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階又は 3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの</li> <li>・2 階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 300 ㎡以上のもの（児童福祉施設等は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物と読み替える。）※2</li> </ul>	
5	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、飲食店、公衆浴場（県細則にあっては個室付浴場業に限る。）、待合、料理店又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平方メートル以内のものを除く。）	その用途に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡を超えるもの又は 3 階以上の階にその用途に供する部分を有するもの（3 階以上における当該部分の床面積の合計が 100 ㎡以下のものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階又は 3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの</li> <li>・2 階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡以上のもの</li> <li>・当該用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 ㎡以上のもの</li> </ul>	平成 30 年及び同年以後 3 年ごとの年の 4 月 1 日から 12 月 31 日まで
6	地下街	その用途に供する部分の床面積が 1,500 ㎡を超えるもの	—	
7	体育館、博物館、美術館、図書館、ボート場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（学校に附属するものを除く。）	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの</li> <li>・当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 ㎡以上のもの</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>H28.6.1 から新たに対象となるもの</b> </div>

裏面あり

※1 政令で定める建築物は避難階以外の階を当該用途に供するものです。

※2 政令で定める病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限られます。

また、高齢者、障害者等の就寝の用に供する建築物には、以下の建築物が該当します。

- 共同住宅及び寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）
- 助産施設、乳児院、障害児入所施設
- 助産所
- 盲導犬訓練施設
- 救護施設、更生施設
- 老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターを含む。）
- 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- 母子保健施設
- 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

■ 定期報告の問い合わせ先（※特定行政庁によって指定の状況が異なります。）

対象建築物の所在地	問い合わせ先（特定行政庁）	電話番号
備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町	備前県民局 建設部管理課建築指導班	086-233-9847
井原市、高梁市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町	備中県民局 建設部管理課建築指導班	086-434-7160
真庭市、美作市、鏡野町、美咲町、久米南町、新庄村、勝央町、奈義町、西粟倉村	美作県民局 建設部管理課建築指導班	0868-23-1260
岡山市	岡山市都市整備局建築指導課	086-803-1444
倉敷市	倉敷市建設局建築部建築指導課	086-426-3501
津山市	津山市都市建設部建築住宅課	0868-32-2099
玉野市	玉野市建設部都市計画課	0863-32-5544
笠岡市	笠岡市建設産業部都市計画課	0865-69-2141
総社市	総社市建設部建築住宅課	0866-92-8289
新見市	新見市建設部都市整備課	0867-72-6118

# ～平成 30 年度から新たに防火設備等の定期報告が必要になります～

岡山県土木部都市局建築指導課

平成 30 年度から、防火設備及び小荷物専用昇降機の定期報告が必要となります。

## 1 対象となる防火設備及び小荷物専用昇降機

### (1) 防火設備

防火扉・防火シャッターなどの防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。以下、同じ。）が対象となり、以下の建築物に設置されたものについて定期報告が必要となります。

- ・定期報告の対象となる建築物に設置されている防火設備
- ・病院、有床診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（※裏面に該当する用途を掲載しています。）に供する部分の床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>以上の建築物に設置されている防火設備

注1) 建築物の定期報告とは別に、定期報告が必要となります。

注2) 常時閉鎖式の防火設備、外壁の開口部に設けられる防火設備及び防火ダンパーは、上記の防火設備に該当しません。

### (2) 小荷物専用昇降機

フロアタイプの小荷物専用昇降機について定期報告が必要となります。

## 2 定期報告の時期

防火設備及び小荷物専用昇降機（フロアタイプのものに限る。）については、平成 30 年度から、毎年度に 1 回の定期報告が必要となります。

## 3 その他

従前から定期報告が必要な昇降機及び遊戯施設については、変更はありません。（平成 28 年 6 月 1 日以降も引き続き定期報告が必要です。）

裏面あり

※ 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途には、以下の用途が該当します。

- 共同住宅及び寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）
- 助産施設、乳児院、障害児入所施設
- 助産所
- 盲導犬訓練施設
- 救護施設、更生施設
- 老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターを含む。）
- 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- 母子保健施設
- 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

■ 定期報告の問い合わせ先（※特定行政庁によって指定の状況が異なります。）

対象建築物の所在地	問い合わせ先（特定行政庁）	電話番号
備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町	備前県民局 建設部管理課建築指導班	086-233-9847
井原市、高梁市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町	備中県民局 建設部管理課建築指導班	086-434-7160
真庭市、美作市、鏡野町、美咲町、久米南町、新庄村、勝央町、奈義町、西粟倉村	美作県民局 建設部管理課建築指導班	0868-23-1260
岡山市	岡山市都市整備局建築指導課	086-803-1444
倉敷市	倉敷市建設局建築部建築指導課	086-426-3501
津山市	津山市都市建設部建築住宅課	0868-32-2099
玉野市	玉野市建設部都市計画課	0863-32-5544
笠岡市	笠岡市建設産業部都市計画課	0865-69-2141
総社市	総社市建設部建築住宅課	0866-92-8289
新見市	新見市建設部都市整備課	0867-72-6118

生食発 0701 第 5 号

平成 28 年 7 月 1 日

各〔都道府県知事〕殿  
〔保健所設置市長〕  
〔特別区長〕



厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長

( 公 印 省 略 )

### 「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について

「大量調理施設衛生管理マニュアル」については、「大規模食中毒対策等について」(平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号 (最終改正:平成 25 年 10 月 22 日付け食安発 1022 第 10 号)) 別添で示しているところです。

平成 27 年 1 年間に 1,202 件の食中毒事件 (患者数 2 万 2,718 人) が報告されていますが、そのうちノロウイルスによる食中毒は 481 件 (患者数 1 万 4,876 人) と大きな割合を占めており、食中毒予防の観点から引き続き重要な課題となっています。

平成 27 年度に国立医薬品食品衛生研究所において実施されました「ノロウイルスの不活化条件に関する調査」において、塩素系消毒剤やエタノール系消毒剤の中にはノロウイルスに対して不活化効果を期待できるものがあること等の知見が得られましたので、器具、容器等に塩素系消毒剤 (次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等) やエタノール系消毒剤を使用する際の留意点、有機物存在下で不活化効果を示した亜塩素酸水又は次亜塩素酸ナトリウム等を十分な洗浄が困難な器具に使用する際の留意点を追加し、本マニュアルの一部を別添のとおり改正することとしましたので、対応方よろしく申し上げます。

なお、引き続き、大量調理施設のみならず、中小規模調理施設等においても、本マニュアルの趣旨を踏まえた衛生管理の徹底を図るようお願いいたします。

参考:「平成 27 年度 ノロウイルスの不活化条件に関する調査報告書」

(「ノロウイルスに関する Q&A」参考文献)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000125854.pdf>

生食発 1006 第 1 号  
平成 28 年 10 月 6 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長  
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、  
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 160 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 28 年厚生労働省告示第 363 号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところですが、改正の概要等は下記のとおりですので、その運用に遺漏のないよう配慮願います。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方お願いします。

## 記

### 第 1 改正の概要

#### 1 省令関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、オクタン酸、過酢酸、次亜臭素酸水及び 1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸を省令別表第 1 に追加したこと。

#### 2 告示関係

- (1) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、オクタン酸、過酢酸製剤、次亜臭素酸水及び 1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸の成分規格を設定し、試薬・試液等を改正したこと。また、同項の規定に基づき、オクタン酸、過酢酸、過酢酸製剤、次亜臭素酸水及び 1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸の使用基準並びに過酢酸及び過酢酸製剤の製造基準を設定したこと。

- (2) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、亜塩素酸ナトリウムの使用基準を改正したこと。

## 第 2 適用期日

### 1 省令関係

公布日から施行されるものであること。

### 2 告示関係

公布日から適用されるものであること。

## 第 3 運用上の注意

### 1 製造基準関係

過酢酸製剤については、「過酢酸又はそれぞれの成分規格に適合する酢酸、過酸化水素、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸若しくはオクタン酸を原料とし、過酢酸若しくは酢酸及び過酸化水素に1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸を混合したもの又はこれにオクタン酸を混合したものでなければならない」との製造基準が設定されたことから、これらの原料以外を添加して製造することは認められないこと。

### 2 使用基準関係

(1) 亜塩素酸ナトリウムの使用基準に「食肉及び食肉製品」を追加すること。

「食肉製品」とは、スライスハムやスライスベーコン等の食肉製品を製造するに当たってスライス処理する前の塊等も含まれるものであること。

(2) 亜塩素酸ナトリウム、オクタン酸、過酢酸、過酢酸製剤、次亜臭素酸水及び1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸の使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。

### 3 成分規格関係

今般、指定された次亜臭素酸水は、専用の機器を用い、1, 3-ジブロモ-5, 5-ジメチルヒダントインを水に溶解して調製される、次亜臭素酸を主成分とする水溶液であり、告示中第 2 添加物の D 成分規格・保存基準各条に規定する次亜臭素酸水の定義に合致するものをいうこと。

### 4 その他

(1) 過酢酸製剤に含まれる過酸化水素の使用基準については、最終食品の完成前に過酸化水素を分解し、又は除去しなければならないが、食品中の過酸化水素の分析法については、本日別途発出された当部基準審査課長通知「食品中の食品添加物分析法の改正について」を参照されたいこと。

(2) 次亜臭素酸水を自家消費にて使用する営業者にあつては、法第 52 条の規定に基づく添加物製造業の許可は要しないこと。

(3) 「亜塩素酸ナトリウムの使用基準について」（平成 25 年 12 月 20 日付け

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課・監視安全課事務連絡)は廃止すること。

#### 第4 関係通知の改正

大量調理施設衛生管理マニュアル及び漬物の衛生規範をそれぞれ以下のとおり改正すること。

##### 1 大量調理施設衛生管理マニュアル

大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添(最終改正:平成28年7月1日付け生食発0701第5号))のⅡ重要管理事項の1.原材料の受入れ・下処理段階における管理の注2中、「亜塩素酸水(きのこ類を除く)、亜塩素酸ナトリウム溶液(生食用野菜に限る。)、次亜塩素酸水並びに食品添加物として使用できる有機酸溶液。」を「亜塩素酸水(きのこ類を除く)、亜塩素酸ナトリウム溶液(生食用野菜に限る。)、過酢酸製剤、次亜塩素酸水並びに食品添加物として使用できる有機酸溶液。これらを使用する場合、食品衛生法で規定する「食品、添加物等の規格基準」を遵守すること。」に、別添2の原材料等の保管管理マニュアルの1.野菜・果物の注4中、「亜塩素酸水(きのこ類を除く。)、亜塩素酸ナトリウム溶液(生食用野菜に限る。)、次亜塩素酸水並びに食品添加物として使用できる有機酸溶液。」を「亜塩素酸水(きのこ類を除く。)、亜塩素酸ナトリウム溶液(生食用野菜に限る。)、過酢酸製剤、次亜塩素酸水並びに食品添加物として使用できる有機酸溶液。これらを使用する場合、食品衛生法で規定する「食品、添加物等の規格基準」を遵守すること。」に、同じく2.魚介類、食肉類の注5中、「亜塩素酸水、次亜塩素酸水」を「亜塩素酸水、亜塩素酸ナトリウム溶液(魚介類を除く。)、過酢酸製剤(魚介類を除く。)、次亜塩素酸水、次亜臭素酸水(魚介類を除く。)」に改めること。

##### 2 漬物の衛生規範

漬物の衛生規範(昭和56年9月24日付け環食第214号別紙(最終改正:平成25年12月13日付け食安監発1213第2号))の第5の1の(6)中、「飲用適の水を用いて流水で十分に洗浄し、」を「流水(食品製造用水として用いるもの。以下同じ。)で十分に洗浄し、」に、第5の1の(8)の①中、「亜塩素酸水(きのこ類を除く。)、次亜塩素酸水並びに食品添加物として使用できる有機酸溶液等で殺菌した後、飲用適の流水で十分すすぎ洗いすること。」を「亜塩素酸水(きのこ類を除く。)、過酢酸製剤、次亜塩素酸水並びに食品添加物として使用できる有機酸溶液等で殺菌した後、流水で十分すすぎ洗いすること。」に、第5の2の(6)の④中、「また、飲用適の水を用いた表面の凹凸部」を「また、表面の凹凸部」に改めること。

# ノロウイルスに 要注意！

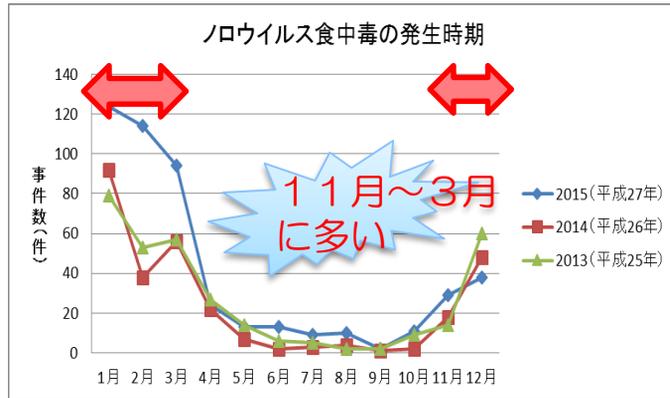


©岡山県「ももっち」「うらっち」



## ノロウイルス食中毒が起こりやすいのはいつ？

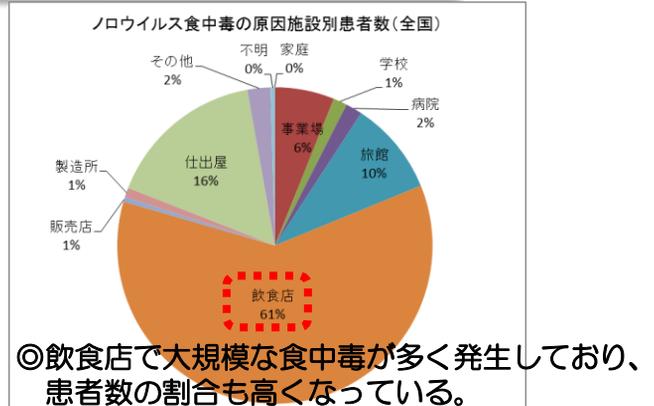
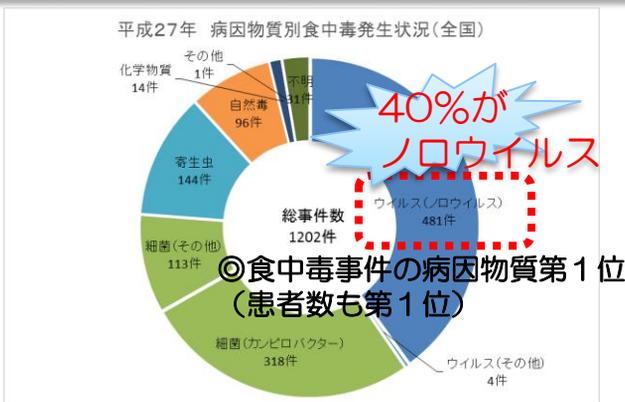
### ノロウイルスの特徴① 冬期に発生しやすい



## なぜ、ノロウイルスに注意が必要なの？

### ノロウイルスの特徴② 感染力が非常に強い

10個程度のウイルスでも感染し、大規模な食中毒となることがある。

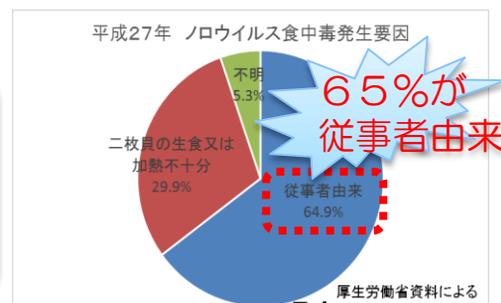


## ノロウイルス食中毒の原因は？

### ノロウイルスの特徴③

調理従事者を介して汚染された食品が原因で発生するケースが多い。

不顕性感染(無症状でもウイルスに感染している)を起こしやすい特徴もある。常に食品を汚染しない意識が重要。



# ノロウイルス食中毒の予防方法

## ①付けない 手洗いを徹底しましょう



©岡山県「ももっち」

## ②持ち込まない 健康管理を徹底しましょう

### ◎健康チェック

調理前に必ず自分や家族の健康状態を確認しましょう。

症状がある時は食品に触れる作業をしないようにしましょう。

	11/1	11/2	...	12/1	...	1/1
嘔吐	あり	なし		なし		なし
下痢	あり	あり		なし		なし
・						
・						

ノロウイルスに感染すると、症状がおさまっても一般的に7～10日（長くて1～2か月）は便中にウイルスを排出すると言われています。

### ◎手洗いの適切なタイミング



トイレの後 生の肉や魚を触った後



加熱工程のない食品に触れる前  
盛付作業の前



洗い残しに注意して丁寧に！  
常に食品を汚染しない心がけを！



調理前

## ③拡げない 施設の清掃や調理器具の消毒を行いましょう

感染した人の嘔吐物や便には大量のウイルスが含まれています。これらが付着した所は、除去後、1,000ppmの塩素消毒を行いましょう。

人の手が触れる施設設備や調理器具は、洗浄後、200ppmの塩素消毒を行いましょう。（煮沸消毒も◎）

嘔吐物や便を処理するとき

6% 塩素消毒液 50ml 3L 水

1,000ppmの作り方

普段の清掃や調理器具の消毒に

6% 塩素消毒液 5ml 5ml 3L 水

200ppmの作り方

## ④加熱する 食品を十分に加熱しましょう

### ◎加熱の目安

中心温度85～90℃、90秒間以上



事務連絡  
平成28年5月18日

各	都道府県 保健所設置市 特別区	衛生主管部局	御中
		民生主管部局	御中
各	都道府県労働局	労働基準部	御中
		職業安定部	御中

厚生労働省健康局健康課  
医政局総務課  
医薬・生活衛生局総務課  
医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課  
労働基準局安全衛生部労働衛生課  
職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課  
雇用均等・児童家庭局総務課  
社会・援護局総務課  
社会・援護局障害保健福祉部企画課  
老健局総務課

### 熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

日頃より厚生労働行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨年の夏も、熱中症による健康被害が数多く報告されました。

気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人一人に対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

このため、厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、別添のとおりリーフレットを作成しております。貴自治体及び貴労働局におかれましては、本リーフレットを御活用いただき、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法について、管内市町村、医療機関、薬局、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉事業を実施する者、老人クラブ、シルバー人材センター、民生委員、保育所、児童相談所、ボランティア、事業場等を通じ、又は保健所・保健センターにおける健診、健康相談等の機会を利用して、広く呼びかけていただきますようお願いいたします。

特に、熱中症への注意が必要な高齢者、障害児（者）、小児等に対しては、周囲の方々が協力して注意深く見守る等、重点的な呼びかけをお願いいたします。また、熱中症患者が発

生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう、貴管下の医療機関等への注意喚起及び周知徹底方よろしくお願いいたします。

また、「効果的な熱中症予防のための医学的情報等の収集・評価体制構築に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金健康安全・危機管理対策総合研究事業、研究代表者：昭和大学三宅康史）において、日本救急医学会の協力の下、「熱中症診療ガイドライン2015」を作成いたしました。当該ガイドラインは厚生労働省ホームページ熱中症関連情報（[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/)）のページからダウンロードしていただけますので、併せて御活用いただきますようお願いいたします。

上記の趣旨を御理解いただき、熱中症対策への御協力をお願いいたします。

なお、職場での熱中症予防対策については、都道府県労働局長宛て、「平成28年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」（平成28年2月29日付け基安発0229号第1号基準局安全衛生部長通知）により通知しておりますので、御承知おき下さい。

(担当者)

厚生労働省健康局健康課

有賀 玲子、小貫 正子、鈴木 麻利

TEL : 03-5253-1111 (内 : 2332)

FAX : 03-3503-8563

e-mail : aruga-reiko@mhlw.go.jp

onuki-masako@mhlw.go.jp

suzuki-mari@mhlw.go.jp

事務連絡  
平成 27 年 1 月 15 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課  
障害福祉課  
精神・障害保健課

### 災害により被災した要援護障害者等への対応について

標記について、災害により被災した世帯の要援護障害者については、適切に御対応いただいているところですが、下記内容について改めて御了知いただくとともに、災害の発生により貴管内の市区町村が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた場合等にあつては、同内容について管内市区町村に対して周知を行う等、特段の配慮をお願いします。

### 記

#### 1. 状況・実態の把握と対応について

災害により被災した市区町村においては、避難所での避難生活が必要となった要援護障害者、避難所に避難していない要援護障害者に対して、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び障害福祉サービス等の円滑な提供について、柔軟な対応をお願いします。

#### 2. 障害者支援施設等における要援護障害者等及び避難者の受入れ

(1) 障害者支援施設等においては、空きスペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で、定員を超過して要援護障害者等を受け入れて差し支えありません。

また、障害者支援施設等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）等により災害等による定員超過が認められているところですが、その際の介護給付費について

は、利用定員を超過した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、職員の配置基準にかかわらず所定の介護給付費の対象とします。

なお、障害者支援施設等において、一般の避難者を受け入れる場合も、できる限り要援護障害者等の処遇に支障が生ずることのないよう御留意下さい。

- (2) なお、避難先施設は、職員配置、設備等について、できる限り避難者及び避難先施設の入所者の支援に支障を来さないよう御留意下さい。

特に、やむを得ない事情により避難が長期化する場合、又は避難先施設が被災施設と種別が異なっており、かつ、指定基準を満たすことができない場合は、避難者及び避難先施設の入所者への適切な支援の確保を図るという観点から、避難者本人の意向等を勘案し、被災施設と同種別の他施設への再避難や地域生活への移行等を進めるよう配慮をお願いします。

### 3. 障害福祉サービス（施設入所支援を除く。）の利用者に係る取扱い

- (1) 居宅介護及び重度訪問介護については、避難所等の避難先を居宅とみなしてサービス提供して差し支えありません。

また、屋外の移動が困難な障害者に対する移動支援についても同様に避難所を居宅とみなすなど、被災地における地域生活支援事業の実施に当たっては、当該市区町村の判断で柔軟なサービス提供をお願いします。

- (2) 生活介護等日中活動サービス又は宿泊型自立訓練若しくは共同生活援助については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）等により災害等による定員超過が認められているところですが、その際の介護給付費等については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、職員の配置基準にかかわらず所定の介護給付費等の対象とします。

また、利用者の利便性を考慮し、開所日・開所時間については、柔軟な対応をお願いします。

- (3) 被災時に短期入所を利用していた者に係る取扱いについては、避難が必要となった者の避難先及び利用定員を超過した場合の受入れなど、前記 2

の入所施設の取扱いと同様として差し支えありません。

なお、計画していた利用期間の終了に伴い、居宅に戻ることが原則ですが、戻るべき居宅も被災しており、引き続き入所をする必要がある場合には、障害者支援施設等による受入れを基本とし、必要に応じて引き続き短期入所の利用も可能とします。

#### 4. 被災された障害者等に対する補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用について

避難所等に避難している障害者等の中には、補装具や日常生活用具が必要となる方も生じると考えられますので、必要な場合には耐用年数等の如何にかかわらず支給・給付して差し支えありません。

#### 5. 被災された視聴覚障害者等に対する情報・意思疎通支援について

被災された視覚障害者や聴覚障害者等に対しては、特に情報・意思疎通支援が何より重要となります。管内被災市区町村における避難状況等を踏まえ、点字や音声、文字等による災害情報等の提供、手話通訳者等の派遣などの情報・意思疎通支援について、視聴覚障害者情報提供施設等と連携し、万全の対応を期すようお願いします。

#### 6. 利用者負担の減免について

(1) 被災のため障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援に必要な利用者負担をすることが困難な者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 31 条又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 11 若しくは同法第 24 条の 5 に基づき、市区町村又は都道府県の判断により、介護給付費等の支給割合を引き上げ、利用者負担を減免することができます。

(2) 自立支援医療については、平成 18 年 3 月 31 日付け障害保健福祉部長通知（障発 0331006 号）に基づき、被災した世帯所得勘案対象者の所得状況に応じた所得区分を適用することなど、適宜の方法により世帯所得勘案対象者の負担を軽減することができます。

(3) 補装具費については、平成 19 年 3 月 27 日付け障害保健福祉部長通知（障

発第 0327004 号) に基づき、被災した補装具費支給対象障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所得状況の変化等に応じて補装具費の支給対象とすることや負担上限月額を適用することなど、適宜の方法により補装具費支給対象障害者等の負担を軽減することができます。

(4) 肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療については、平成 19 年 4 月 4 日付け障害保健福祉部長通知(障発 0404002 号) に基づき、被災した給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所得状況等に応じて、適宜の方法により給付決定保護者の負担を軽減することができます。

(5) 療養介護医療については、平成 19 年 4 月 4 日付け障害保健福祉部長通知(障発 0404003 号) に基づき、被災した療養介護医療費支給対象障害者の所得状況等に応じて、適宜の方法により療養介護医療費支給対象障害者の負担を軽減することができます。

7. その他本件に関する疑義照会等については、担当課室まで御連絡をお願いします。

事務連絡  
平成 28 年 7 月 1 日

各 都道府県  
指定都市  
中核市  
民生主管課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局総務課

### 社会福祉施設等における今夏の省エネルギー対策について

昨今の電力需給対策に伴う対応については、特段の御協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今般、政府の電力需給に関する検討会合において「2016年度夏季の電力需給対策について」（別添1）が5月13日に発表され、今夏の電力需給対策等が示されたところです。

今夏の電力需給は猛暑となるリスクや直近の経済成長の伸び、企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、一定程度改善し、電力会社間の融通なしで、いずれの電力会社でも電力の安定供給に最低限必要な予備率3%以上を確保できる見通しとなっています。

こうした中で全国的な節電協力要請は行わない見通しであるものの、大規模な電源脱落や想定外の気温の上昇による需要増に伴う供給力の不足のリスクがあることから、引き続き省エネルギー対策に取り組むことが求められています。

また、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、「夏季の省エネルギー対策について」（別添2）が5月31日に発表され、産業界、家庭等における一般的な省エネルギー対策についてとりまとめられたところです。

つきましては、別添1及び2の内容についてご了知いただくとともに、貴管内の市区町村、社会福祉施設等に対する周知について御協力いただきますようお願いいたします。

なお、省エネルギー対策を行うに当たっては、高齢者や乳幼児等の熱中症等の健康被害に対し、十分に配慮いただくようご留意下さい。

#### 【参考になるウェブサイト】

- ・電力需給に関する検討会合  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity\\_supply/](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity_supply/)
- ・事業者向け節電情報  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/)

消 防 予 第 264 号  
平成 28 年 9 月 6 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )

### 光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について（通知）

聴覚障がい者等に対して火災時に情報を有効に伝達する手段として、避難設備については消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）では点滅機能を有する誘導灯を規定し、その設置が望ましい部分等を「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン」（平成 11 年 9 月 21 日付け消防予第 245 号）の中で示しているほか、光点滅走行式避難誘導システム（一定の間隔で設置した光源列を火災時に避難方向に流れるように点滅させることで避難方向を示すシステム）の活用などが検討され、一部の施設において既に導入されているところです。一方で、警報設備のうち音により火災の発生を報知する自動火災報知設備については、法令上その設置及び維持に関する技術上の基準が定められていますが、音以外の方法により火災の発生を報知する警報については統一的な基準は定められていません。

光により火災の発生を伝える警報装置（以下「光警報装置」という。）は、音以外の方法により聴覚障がい者等に対し火災の情報を伝達する手段として一定の効果が期待できることから、学識経験者、障がい者団体の関係者などから構成される「高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会」を設置し、空港や社会福祉施設等での光警報装置を用いた実証実験を行い当該装置の有効性を確認したほか、実験結果等を踏まえ、より効率的な設置方法について検討し、光警報装置の設置に係るガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を別添のとおり取りまとめたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであるとともに、国土交通省に対して空港関係事業者及び鉄道関係事業者へのガイドラインの周知を依頼していることを申し添えます。

## 記

### 1 ガイドラインの概要

ガイドラインは、防火対象物の関係者が、光警報装置を設置する際の指標として活用することを想定したものであり、ガイドライン第二に示す設置対象物を中心として普及を促進するためのものであること。具体的には、聴覚障がい者が使用する蓋然性が高い場所として、不特定多数の人が利用する大規模な施設や聴覚障がい者が主に利用する福祉施設などを挙げたこと。

具体的な設置場所については、聴覚障がい者に対し火災の発生を知らせることが困難な部分には設置が望ましいとした上で、例外として設置を要しない部分を例示し、また、設置方法について、大規模な居室や廊下等における効果的な設置方法を記載したこと。

### 2 光警報装置の性能・機能等に関する事項

ガイドライン第五に示した性能・機能は、ISO（国際標準化機構）規格で求める性能を参考として定めたものであり、点滅及び発光に係る性能については以下の事項に留意したものであること。

ア ガイドライン第五 2 (12)～(14)の点滅周波数及び装置間の点滅同期機能についての基準は、光感受性てんかん発作を防止するため必要とされること。

イ ガイドライン第五 3 (3)の最大光度は発光が強すぎることにより避難等の妨げになることを防ぐため上限値を設けたものであること。

ウ ガイドライン第五 3 (4)の白色光であることは、警報として代表的な発光色には白色と赤色があるが、両者を比較検討し、赤色光は減衰しやすいこと及び色覚に異常がある方には気付かれにくいことを考慮したうえで、警報としての認識を統一するため白色に限ることとしたこと。

また、これらの性能を満たすものとして、現在ではLEDを用いた製品が開発されるなど技術革新が進んでいること。

### 3 光警報装置以外の対応

#### (1) 他の伝達手段

光警報装置の設置が望ましい防火対象物であっても、聴覚障がい者の利用を予め把握でき、火災の際に従業員等により適切な避難誘導等が期待できるものや、光警報装置以外の手段により聴覚障がい者に火災の発生を伝達できる部分等については、施設の実情に応じた対応を行っていただきたいこと。

#### (2) ソフト面の対策

主に聴覚障がい者が利用する防火対象物における火災安全対策については、ガイドラインによる光警報装置の設置等のハード面の対策のみならず、ソフト面の対策を講じることが重要であることから、消防計画の作成や避難訓練を実施する

に当たって以下の事項に留意するよう関係者に指導されたいこと。

ア 聴覚障がい者に火災を報知するための方法に関すること。

イ 聴覚障がい者の避難誘導の方法に関すること。

ウ 聴覚障がい者に対するア及びイの方法に係る事前の説明に関すること。

#### 4 その他

光警報装置の設置については、自動火災報知設備に対して光警報装置を付加する工事であり、「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」（平成9年12月5日付消防予第192号）別紙1における増設又は改造に該当することから、甲種4類の消防設備士が行うこと。また、工事整備対象設備等着工届の際に、光警報装置が有効に設置されるよう指導されたいこと。あわせて、自動火災報知設備の機能に支障がないことを確認されたいこと。

消防庁予防課 設備係：四維、千葉 企画調整係：桐原、伊崎 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

保健福祉課長  
医療推進課長  
長寿社会課長  
障害福祉課長  
生活衛生課長  
子ども未来課長  
医薬安全課長

殿

健康推進課長  
(公印省略)

社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告等について

平素より感染症対策業務には特段の御配慮いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今月に入り、特に季節性インフルエンザ、感染性胃腸炎等の感染症の流行が懸念される時期となりました。社会福祉施設等において発生した場合には、感染症等のまん延防止のため、迅速で適切な対応が求められます。

つきましては、厚生労働省通知（平成17年2月22日付け「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」）を送付いたしますので、再度御確認いただくとともに、感染症又は食中毒の未然防止や発生時の適切な対応をお願いします。

なお、感染症もしくは食中毒の発生、またはそれが疑われる下記のいずれかの状況が生じた場合、社会福祉施設等主管部局へ報告を求めるとともに保健所へ報告を行い指示を受けるように周知方よろしくをお願いします。

記

1. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
2. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半分以上発生した場合
3. 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

【担当】

岡山県保健福祉部健康推進課 森

isao\_mori@pref.okayama.lg.jp

TEL:086-226-7331

FAX:086-225-7283

健感発1108第2号  
平成28年11月9日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局  
結核感染症課長  
(公印省略)

#### 今冬のインフルエンザ総合対策の推進について

インフルエンザは、毎年冬季に流行を繰り返し、国民の健康に対して大きな影響を与えている我が国最大の感染症の一つです。

また、近年、学校や高齢者施設における集団感染、高齢者の死亡等の問題が指摘され、その発生の予防とまん延の防止が重要な課題となっています。

そこで、厚生労働省においては、今般、別添のとおり「平成28年度今冬のインフルエンザ総合対策について」を取りまとめ、本総合対策に基づいて各般の施策を実施していくこととし、併せて「平成28年度インフルエンザQ&A」を作成しました。貴管内区市町村、関係機関及び関係団体に対する周知及びインフルエンザ予防対策の徹底方、よろしくお取り計らい願います。

さらに、インフルエンザ対策は、衛生主管部局のみならず、民生主管部局、教育主管部局等を含めた総合的な取組や、医師会等の関係団体との密接な連携が重要であり、積極的な情報提供等に御協力ください。

事務連絡  
平成28年12月2日

各 都道府県  
指定都市  
中核市  
民生主管課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局総務課

### 社会福祉施設等における今冬の省エネルギー対策について

昨今の電力需給対策に伴う対応については、特段の御協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今般、政府の電力需給に関する検討会合において「2016年度冬季の電力需給対策について」(別添1)が10月28日に発表され、今冬の電力需給対策等が示されたところです。

今冬の電力需給は厳寒となるリスクや直近の経済成長の伸び、企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、全エリアにおいて電力の安定供給に最低限必要な予備率3%以上を確保できる見通しとなっています。

ただし、北海道電力管内では、他電力からの電力融通に制約があること等、北海道の特殊性を踏まえたリスクへの特段の備えが必要であることとされています。

こうした中で全国的な節電協力要請は行わない見通しであるものの、大規模な電源脱落等により、万が一、電力需給がひっ迫する場合への備えとして、引き続き省エネルギー対策に取り組むことが求められています。

また、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、「冬季の省エネルギーの取組について」(別添2)が10月28日に発表され、産業界、家庭等における一般的な省エネルギーの取組についてとりまとめられたところです。

つきましては、別添1及び2の内容についてご了知いただくとともに、貴管内の市区町村、社会福祉施設等に対する周知について御協力いただきますようお願いいたします。

なお、省エネルギー対策を行うに当たっては、高齢者や乳幼児等の健康に十分配慮いただくようご留意下さい。

#### 【参考になるウェブサイト】

- ・電力需給に関する検討会合  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity\\_supply/](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity_supply/)
- ・事業者向け節電情報  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/)

事務連絡  
平成28年12月28日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

厚生労働省老健局総務課

第12次労働災害防止計画の最終年度に向けた第三次産業における労働災害  
防止対策の推進について

今般、別添「第12次労働災害防止計画の最終年度に向けた第三次産業における労働災害防止対策の推進について」（平成28年12月19日基安発1219第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知）が発出され、第三次産業のうち特に労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設及び飲食店については、当該業種の本社等主導の取組を推進するため、都道府県労働局又は労働基準監督署においては、関係団体とも連携し自主的安全衛生活動を推進するための運動の展開及び多店舗展開企業等の本社等に対する指導を別添通知のとおり実施することとされております。

そのため、別添通知の内容についてご了知いただくとともに、社会福祉施設における労働災害防止対策について、都道府県労働局又は労働基準監督署から協力依頼等があった場合には、御協力いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

【参考になるウェブサイト】

- ・「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000145844.html>

老高発 1001 第 2 号  
老振発 1001 第 1 号  
老老発 1001 第 1 号  
薬食安発 1001 第 3 号  
平成 26 年 10 月 1 日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省 老 健 局 高 齢 者 支 援 課 長  
(公印省略)  
厚生労働省 老 健 局 振 興 課 長  
(公印省略)  
厚生労働省 老 健 局 老 人 保 健 課 長  
(公印省略)  
厚生労働省 医 薬 食 品 局 安 全 対 策 課 長  
(公印省略)

老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について  
(老人福祉施設等への注意喚起及び周知徹底依頼)

今般、有料老人ホームにおいて、厳格な安全管理方策が必要なサリドマイド製剤（販売名：サレドカプセル100）について、サリドマイド製剤を服薬する患者である入居者とは別の入居者に対して使用の介助を行った事例が判明いたしました。

老人福祉施設等での医薬品の使用の介助については、適正な管理が求められることから、下記について、貴管下老人福祉施設等への周知徹底及び指導方お願いします。

記

1. 老人福祉施設等を利用しようとする者に対しては、医薬品の使用の有無及び当該医薬品を処方した医療機関からの留意点等の説明の有無について、本人又は家族に確認するとともに、必要に応じて当該処方医療機関にも留意点等の確認を行うこと。また、医師、歯科医師又は看護職員の配置がある場合には、使用している医薬品に関して確認された内容について当該職員等は把握のうえ必要な対応を行うこと。

2. 利用者に対して老人福祉施設等の職員が医薬品の使用を介助することになった場合には、その使用目的、取り違えその他の誤使用を防止する方策、適正に使用する方法等について、従業者に対し、改めて周知徹底すること。また、看護職員の配置がある場合には、医薬品の使用の介助については看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきであること。
3. 医薬品の使用の介助に当たっては、「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（平成 17 年 7 月 26 日付け・医政発 0726005 号）」（別添 1）や、また特別養護老人ホームについては平成 24 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金による「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン」（別添 2）を参考にすること。特に、医薬品の取り違えについては、利用者の入れ替わりや職員の入れ替わりなどで起きる可能性が高まることを踏まえて、日頃から職員の声かけなどにより、本人確認の徹底を行うこと。
4. 老人福祉施設等において医薬品の誤使用が発生した際には、以下の対応を行うこと。
  - ① 速やかに医療機関に連絡して、必要な対応について相談すること。
  - ② 医薬品の誤使用が発生した原因を分析し、その再発を防止する観点から、当該老人福祉施設等の内部における情報の共有・注意喚起等必要な安全管理対策を講じること。
5. 本通知でいう「老人福祉施設等」については、老人福祉法又は介護保険法に規定されている施設等であって、当該施設等の職員が利用者に対して医薬品の使用の介助を行うものが該当する。
6. また、居宅において医薬品の使用の介助を行う場合についても、本通知の趣旨を踏まえて、上記 1～5 を参考にすること。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について  
(通知)

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業（歯科医業を含む。以下同じ。）は、医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするものでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じた個別具体的に判断する必要がある。しかし、近年の傷病構造の変化、国民の間の医療に関する知識の向上、医学・医療機器の進歩、医療・介護サービスの提供のあり方の変化などを背景に、高齢者介護や障害者介護の現場等において、医師、看護師等の免許を有さない者が業として行うことを禁止されている「医行為」の範囲が不必要に拡大解釈されているとの声も聞かれるところである。

このため、医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを別紙の通り列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際の参考とされたい。

なお、当然のこととして、これらの行為についても、高齢者介護や障害者介護の現場等に置いて安全に行われるべきものであることを申し添える。

(別紙)

1～4 (略)

5 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により、患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を尊重した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く。)皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服(舌下錠の使用も含む。)、肛門からの座薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。

- ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
- ③ 内用薬については誤嚥の可能性、座薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

注1 (略)

注2 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、上記1から3までに掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には、医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。

注3 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、業として行う場合には、実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。

また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

注4 (略)

注5 上記1から5まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。

上記5に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

注6 (略)

## 特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン（抄）

（平成 24 年度 厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金）

**3 事故予防のための対策・介護技術**

## 4) 誤薬

## (1) 総論

誤薬とは、利用者が誤った種類、量、時間または方法で薬を飲むことを差します。

誤薬は、薬の内容や量によっては生命に重大な危機を及ぼすことになり、決して起こってはならない事故です。しかし、「ついうっかり」「思い込み」などのヒューマンエラーが最もおこりやすい事故でもあります。そのため、薬を扱う際には複数回のチェックを行うことを習慣化することが重要です。

誤薬がおこる要因として、薬に対する意識が低いこと、食事時間はいくつかのケアが重なりあわただしい状況があること、確認不足、薬に関するシステムがチーム内で統一されていないなどがあげられます。

これらを解決するためには、まず「配薬ボックスから薬を取り出すとき」、「利用者のそばにいったとき」、「薬袋をあけて口に入れる前」の最低3回はその薬が本人のものであるか確認する、といった基本事項を職員全員で徹底します。

そのほかにも、以下のような点に留意します。

- ・ 薬についての基礎知識について学習の機会を持つ。
- ・ 介護職員にも利用者が使用している薬の内容がわかるように、個人ファイルに薬の処方箋を添付し確認できるようにする。
- ・ 薬は1回分ずつ分包し、氏名と飲む時間（朝食後など）を明記する。
- ・ 薬ケースを利用者個人ごとに用意する。
- ・ 食前薬・食後薬それぞれの薬ケースを用意し、薬の取り間違いや飲み忘れを防止できるようにする。
- ・ 薬の見た目が似ていて紛らわしいときには区別できるような印をつけるなど工夫する。
- ・ 入居者が隣の人を薬を間違えて内服してしまうことのないよう、配膳と一緒に薬を配るのではなく、内服する直前に配薬することや、口に入れるまで確認することを徹底する。

また、新しい薬の開始や中止、内服量の変更、注意すべき薬の副作用などの情報をチームで共有できるように、介護職員と看護職員や配置医師の連携を図ることも大切です。

生活の場である特別養護老人ホームで、本当に服用する必要がある薬であるかどうかを医療従事者が確認する必要があるでしょう。以前の施設や病院で服用していた薬も見直し、必要最低限にすることで、自己管理が可能になることもあります。

## (2) 対策の考え方

誤薬は、「配薬トレーに薬を用意する段階」と、「利用者個人に薬を配り、飲ませる段階」とに分けることができます。

#### **配薬トレーに薬を用意する段階：**

基本的に看護職員が行います。作業を中断することはエラーの原因となりやすいため、配薬業務が終わるまで集中して一気にを行うようにします。また、責任を明確化するためにも、この作業にあたった者の氏名をトレーの空きスペースに明示するとよいでしょう。

配薬トレーの個別ケースには、利用者1人1人のフルネームを貼り、トレーの色は朝・昼・夕で色分けします。薬は薬局に一包化してもらいましょう。またそこには利用者フルネームを記載し、配薬トレーの色と同じカラーラインをつけてもらいましょう。

#### **利用者一人ひとりに薬を配る段階：**

本人確認のため薬に印字された名前をフルネームで声に出して呼びます。この段階での誤薬は、新しい職員が入ったときに、顔と名前が一致しないことなどによって起こりやすくなります（他の利用者の靴をはいている場合もあるため、靴の名前などでは確実な確認はできません）。必ず、他のスタッフに聞こえる声で呼称します。

なお、薬を食事トレーにおくと、他の利用者が飲んでしまうこともあるので注意が必要です。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病」の一部改正（案）について

## I 現行制度の概要

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項では、「障害者」の定義として、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者を含む。）のほか、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」が定められている。
- また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条では、「特殊の疾病であって政令で定めるもの」として、「治療方法が確立しておらず、その診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっておらず、かつ、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものであって、当該疾病の患者の置かれている状況からみて当該疾病の患者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めるもの」と定められている。
- これに基づき、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病」（平成 27 年厚生労働省告示第 292 号。以下「疾病告示」という。）により、「特殊の疾病」として 332 の疾病が定められている。

## II 改正の内容

- 有識者等によって構成される「障害者総合支援法対象疾病検討会」における検討の結果に基づき、「特殊の疾病」について、別紙のとおり、332 の疾病から 358 の疾病へと拡大するため、疾病告示の一部改正を行う。

## III 根拠条文

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条

## IV 適用期日

平成 29 年 4 月 1 日

## 障害者総合支援法対象疾病一覧<拡大後> (案)

※ 今回の検討で拡大する疾病 (26 疾病)

△ 今回の検討で名称を変更する疾病 (2 疾病)

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病 (29 疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	41	遠位型ミオパチー	81	筋ジストロフィー
2	アイザックス症候群	42	円錐角膜 ○	82	クッシング病
3	I g A 腎症	43	黄色靭帯骨化症	83	クリオピリン関連周期熱症候群
4	I g G 4 関連疾患	44	黄斑ジストロフィー	84	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	45	大田原症候群	85	クルーゾン症候群
6	アジソン病	46	オクシピタル・ホーン症候群	86	グルコーストランスポーター 1 欠損症
7	アッシャー症候群	47	オスラー病	87	グルタル酸血症1型
8	アトピー性脊髄炎	48	カーニー複合	88	グルタル酸血症2型
9	アペール症候群	49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	89	クロウ・深瀬症候群
10	アミロイドーシス	50	潰瘍性大腸炎	90	クローン病
11	アラジール症候群	51	下垂体前葉機能低下症	91	クロンカイト・カナダ症候群
12	有馬症候群	52	家族性地中海熱	92	痙攣重積型 (二相性) 急性脳症
13	アルポート症候群	53	家族性良性慢性天疱瘡	93	結節性硬化症
14	アレキサンダー病	54	カナバン病 ※	94	結節性多発動脈炎
15	アンジェルマン症候群	55	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	95	血栓性血小板減少性紫斑病
16	アントレー・ピクスラー症候群	56	歌舞伎症候群	96	限局性皮質異形成
17	イソ吉草酸血症	57	ガラクトース-1-リン酸ウリシルトランスフェラーゼ欠損症	97	原発性局所多汗症 ○
18	一次性ネフローゼ症候群	58	カルニチン回路異常症 ※	98	原発性硬化性胆管炎
19	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	59	加齢黄斑変性 ○	99	原発性高脂血症
20	1 p 36欠失症候群	60	肝型糖原病	100	原発性側索硬化症
21	遺伝性自己炎症疾患 ※	61	間質性膀胱炎 (ハンナ型)	101	原発性胆汁性胆管炎 △
22	遺伝性ジストニア	62	環状20番染色体症候群	102	原発性免疫不全症候群
23	遺伝性周期性四肢麻痺	63	関節リウマチ	103	顕微鏡の大腸炎 ○
24	遺伝性腭炎	64	完全大血管転位症	104	顕微鏡的多発血管炎
25	遺伝性鉄芽球性貧血	65	眼皮膚白皮症	105	高 I g D 症候群
26	VATER症候群	66	偽性副甲状腺機能低下症	106	好酸球性消化管疾患
27	ウィーバー症候群	67	ギャロウェイ・モワト症候群	107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
28	ウィリアムズ症候群	68	急性壊死性脳症 ○	108	好酸球性副鼻腔炎
29	ウィルソン病	69	急性網膜壊死 ○	109	抗糸球体基底膜腎炎
30	ウエスト症候群	70	球脊髄性筋萎縮症	110	後縦靭帯骨化症
31	ウェルナー症候群	71	急速進行性糸球体腎炎	111	甲状腺ホルモン不応症
32	ウォルフラム症候群	72	強直性脊椎炎	112	拘束型心筋症
33	ウルリッヒ病	73	強皮症	113	高チロシン血症1型
34	HTLV-1 関連脊髄症	74	巨細胞性動脈炎	114	高チロシン血症2型
35	A T R - X 症候群	75	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)	115	高チロシン血症3型
36	A D H 分泌異常症	76	巨大動静脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)	116	後天性赤芽球癆
37	エーラス・ダンロス症候群	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	117	広範脊柱管狭窄症
38	エプスタイン症候群	78	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)	118	抗リン脂質抗体症候群
39	エプスタイン病	79	筋萎縮性側索硬化症	119	コケイン症候群
40	エマヌエル症候群	80	筋型糖原病	120	コステロ症候群

## 障害者総合支援法対象疾病一覧<拡大後> (案)

※ 今回の検討で拡大する疾病 (26 疾病)

△ 今回の検討で名称を変更する疾病 (2 疾病)

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病 (29 疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
121	骨形成不全症	161	進行性骨化性線維異形成症	201	先天性無痛無汗症
122	骨髄異形成症候群 ○	162	進行性多巣性白質脳症	202	先天性葉酸吸収不全
123	骨髄線維症 ○	163	進行性白質脳症 ※	203	前頭側頭葉変性症
124	ゴナドトロピン分泌亢進症	164	進行性ミオクローヌステんかん ※	204	早期ミオクローニー脳症
125	5p欠失症候群	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	205	爪膝蓋骨症候群 (ネイルパテラ症候群) / LMX1B関連腎症 ※
126	コフィン・シリス症候群	166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	206	総動脈幹遺残症
127	コフィン・ローリー症候群	167	スタージ・ウェーバー症候群	207	総排泄腔遺残
128	混合性結合組織病	168	スティーヴンス・ジョンソン症候群	208	総排泄腔外反症
129	鰓耳腎症候群	169	スミス・マギニス症候群	209	ソトス症候群
130	再生不良性貧血	170	スモン ○	210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
131	サイトメガロウイルス角膜炎 ○	171	脆弱X症候群	211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
132	再発性多発軟骨炎	172	脆弱X症候群関連疾患	212	大脳皮質基底核変性症
133	左心低形成症候群	173	正常圧水頭症 ○	213	大理石骨病 ※
134	サルコイドーシス	174	成人スチル病	214	ダウン症候群 ○
135	三尖弁閉鎖症	175	成長ホルモン分泌亢進症	215	高安静脈炎
136	三頭酵素欠損症 ※	176	脊髄空洞症	216	多系統萎縮症
137	CFC症候群	177	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	217	タナトフォリック骨異形成症
138	シェーグレン症候群	178	脊髄髄膜瘤	218	多発血管炎性肉芽腫症
139	色素性乾皮症	179	脊髄性筋萎縮症	219	多発性硬化症/視神経脊髄炎
140	自己貪食空胞性ミオパチー	180	セピアブテリン還元酵素 (SR) 欠損症 ※	220	多発性軟骨性外骨腫症 ※ ○
141	自己免疫性肝炎	181	前眼部形成異常 ※	221	多発性嚢胞腎
142	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 △	182	全身型若年性特発性関節炎	222	多脾症候群
143	自己免疫性溶血性貧血	183	全身性エリテマトーデス	223	タンジール病
144	四肢形成不全 ※ ○	184	先天異常症候群 ※	224	単心室症
145	システロール血症	185	先天性横隔膜ヘルニア	225	弾性線維性仮性黄色腫
146	シトリン欠損症 ※	186	先天性核上性球麻痺	226	短腸症候群 ○
147	紫斑病性腎炎	187	先天性気管狭窄症 ※	227	胆道閉鎖症
148	脂肪萎縮症	188	先天性魚鱗癬	228	遅発性内リンパ水腫
149	若年性肺気腫	189	先天性筋無力症候群	229	チャージ症候群
150	シャルコー・マリー・トゥース病	190	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症 ※	230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
151	重症筋無力症	191	先天性三尖弁狭窄症 ※	231	中毒性表皮壊死症
152	修正大血管転位症	192	先天性腎性尿崩症	232	腸管神経節細胞僅少症
153	シュワルツ・ヤンベル症候群	193	先天性赤血球形成異常性貧血	233	TSH分泌亢進症
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	194	先天性僧帽弁狭窄症 ※	234	TNF受容体関連周期性症候群
155	神経細胞移動異常症	195	先天性大脳白質形成不全症	235	低ホスファターゼ症
156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	196	先天性肺静脈狭窄症 ※	236	天疱瘡
157	神経線維腫症	197	先天性風疹症候群 ○	237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
158	神経フェリチン症	198	先天性副腎低形成症	238	特発性拡張型心筋症
159	神経有棘赤血球症	199	先天性副腎皮質酵素欠損症	239	特発性間質性肺炎
160	進行性核上性麻痺	200	先天性ミオパチー	240	特発性基底核石灰化症

## 障害者総合支援法対象疾病一覧<拡大後> (案)

※ 今回の検討で拡大する疾病 (26 疾病)

△ 今回の検討で名称を変更する疾病 (2 疾病)

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病 (29 疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
241	特発性血小板減少性紫斑病	281	非特異性多発性小腸潰瘍症	321	慢性特発性偽性腸閉塞症
242	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因による) ※	282	皮膚筋炎/多発性筋炎	322	ミオクロニー欠伸てんかん
243	特発性後天性全身性無汗症	283	びまん性汎細気管支炎 ○	323	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
244	特発性大腿骨頭壊死症	284	肥満低換気症候群 ○	324	ミトコンドリア病
245	特発性門脈圧亢進症	285	表皮水疱症	325	無虹彩症 ※
246	特発性両側性感音難聴	286	ヒルシュスブルング病 (全結腸型又は小腸型)	326	無脾症候群
247	突発性難聴 ○	287	ファイファー症候群	327	無βリボタンパク血症
248	ドラベ症候群	288	ファロー四徴症	328	メーブルシロップ尿症
249	中條・西村症候群	289	ファンコニ貧血	329	メチルグルタコン酸尿症 ※
250	那須・ハコラ病	290	封入体筋炎	330	メチルマロン酸血症
251	軟骨無形成症	291	フェニルケトン尿症	331	メビウス症候群
252	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	292	複合カルボキシラーゼ欠損症	332	メンケス病
253	22q11.2欠失症候群	293	副甲状腺機能低下症	333	網膜色素変性症
254	乳幼児肝巨大血管腫	294	副腎白質ジストロフィー	334	もやもや病
255	尿素サイクル異常症	295	副腎皮質刺激ホルモン不応症	335	モワット・ウイルソン症候群
256	ヌーナン症候群	296	ブラウ症候群	336	薬剤性過敏症候群 ○
257	脳髄黄色腫症	297	ブラダー・ウィリ症候群	337	ヤング・シンプソン症候群
258	脳表ヘモジデリン沈着症	298	プリオン病	338	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
259	膿疱性乾癬	299	プロピオン酸血症	339	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
260	嚢胞性線維症	300	PRL分泌亢進症 (高プロラクチン血症)	340	4p欠失症候群
261	パーキンソン病	301	閉塞性細気管支炎	341	ライソゾーム病
262	パージャー病	302	β-ケトチオラーゼ欠損症 ※	342	ラスマッセン脳炎
263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	303	ベーチェット病	343	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
264	肺動脈性肺高血圧症	304	ベスレムミオパチー	344	ランドウ・クレフナー症候群
265	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)	305	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	345	リジン尿性蛋白不耐症
266	肺胞低換気症候群	306	ヘモクロマトーシス ○	346	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
267	パッド・キアリ症候群	307	ペリー症候群	347	両大血管右室起始症
268	ハンチントン病	308	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	348	リンパ管腫症/ゴーム病
269	汎発性特発性骨増殖症 ○	309	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	349	リンパ脈管筋腫症
270	P C D H19関連症候群	310	片側巨脳症	350	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
271	非ケトーシス型高グリシン血症 ※	311	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	351	ルビンシュタイン・テイビ症候群
272	肥厚性皮膚骨膜炎	312	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症 ※	352	レーベル遺伝性視神経症
273	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	313	発作性夜間ヘモグロビン尿症	353	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
274	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	314	ポルフィリン症	354	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
275	肥大型心筋症	315	マリネスコ・シェーグレン症候群	355	レット症候群
276	左肺動脈右肺動脈起始症 ※	316	マルファン症候群	356	レノックス・ガストー症候群
277	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	317	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	357	ロスムンド・トムソン症候群
278	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	318	慢性血栓性肺高血圧症	358	肋骨異常を伴う先天性側弯症
279	ピッカースタッフ脳幹脳炎	319	慢性再発性多発性骨髄炎		
280	非典型溶血性尿毒症症候群	320	慢性膀胱炎 ○		

注) 疾病名の表記が変更になる可能性がある

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件について

## 1. 改正告示

- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）

## 2. 改正の概要

- ①「構造改革特別区域の提案等に対する政府の対応方針」（平成 29 年 1 月 23 日構造改革特別区域推進本部決定）に基づき、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。）の一部を改正し、構造改革特別区域における規制の特例措置の一部を全国展開する。

（内容）

社会福祉士等の国家資格を有する者について、相談支援又は直接支援に関する実務経験が 3 年以上であることに加え、サービス管理責任者の資格要件に係る実務要件を緩和するため、「資格に係る業務に従事した期間」が5 年以上であるという要件を3 年以上に改める。

- ②サービス管理責任者となることができる要件中「直接支援の業務」の定義について、「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務」が含まれることを明確にする。

## 3. 根拠法令

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 50 条第 1 項第 4 号
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）第 4 条第 1 項第 1 号イ（3）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）第 12 条第 1 項第 5 号
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）

第 11 条第 1 項第 2 号イ（3）

**4. 施行日**

平成 29 年 4 月 1 日（予定）

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示（案）について（概要）

## 1 告示の趣旨

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「障害者総合支援法」という。）第87条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律164号）第33条の19第1項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものである。

現行の基本指針は、市町村及び都道府県が平成27年度から平成29年度までの第4期障害福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めているところ。

今般、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が平成30年度から平成32年度までの第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるものである。

## 2 主な改正内容

### （1） 地域共生社会の実現のための規定の整備

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえ、全ての人が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進することを定める。

### （2） 障害児のサービス提供体制の計画的な整備

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号。以下「改正法」という。）において障害児福祉計画の策定が義務づけられたこと等を踏まえ、障害児支援の提供体制の確保に関する事項を新たに定める。

### （3） 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

#### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成28年度末時点における施設入所者の9%以上が平成32年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成32年度末時点における福祉施設入所者を、平成28年度末時点から2%以上削減することを基本とする。

#### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の議論を踏まえ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、成果目標を次

のとおり設定する。

- ・平成32年度末までに、全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- ・平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- ・都道府県は、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・都道府県は、平成32年度末における入院3ヶ月後時点、入院後6ヶ月時点、入院後6ヶ月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ69%以上84%以上及び90%以上として設定することを基本とする。

### ③ 地域生活支援拠点等の整備

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成32年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にすることを基本とする。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加することを目指す。
- ・就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とする。

### ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ・平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ・平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

#### (4) その他

- ・平成28年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律65号)を踏まえ、障害者を理由とする差別の解消に向けて、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くことの重要性等について明記する。
- ・障害者虐待の防止対策の推進を図る観点から、都道府県及び市町村において、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及び養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めること等について定める。
- ・発達障害者支援法の一部を改正する法律(平成28年法律第64号)の施行を踏まえ、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者支援地域協議会の設置の重要性等について定める。
- ・都道府県や難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者本人に対して必要な情報提供を行うこと等により、難病患者の障害福祉サービス等の活用が促されるようにすること等について定める。
- ・障害者等への相談支援の質の向上を図るため、基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、都道府県は設置に向けた積極的な働きかけを行うこと、同センターに相談支援に関して指導的役割を担う人材を計画的に確保すること等について定める。
- ・意思決定支援の質の向上を図るため、都道府県において、ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対する普及を図るよう努めること等について定める。
- ・改正法により障害福祉サービス等の情報公表制度が創設されることを踏まえ、都道府県において、事業者に対して当該制度の周知を図るとともに、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取組を実施すること等について定める。
- ・障害福祉サービス事業所等において、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることや、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することの必要性等について定める。
- ・都道府県において、障害者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、サービス管理責任者養成研修等の各種研修を十分に実施すること等について定める。
- ・障害者の社会参加を促進する観点から、都道府県や市町村において、国との連携を図りながら、障害者の文化芸術活動の振興を図ること等について定める。

#### 4 根拠条文

障害者総合支援法第87条第1項、児童福祉法第33条の19第1項

#### 5 告示日・適用日

告示日：3月下旬(予定)

適用日：平成30年4月1日(予定)

## 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（案）」の 御意見の募集について

平成 29 年 2 月  
厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の附則第 3 条においては、法施行後 3 年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされており、「障害者の意思決定支援の在り方」が見直し事項の一つに挙げられています。

これを踏まえ、社会保障審議会障害者部会では、平成 27 年 4 月から見直しに向けた検討を行い、平成 27 年 12 月に今後の取組について報告書を取りまとめ、同報告書では、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべき旨が盛り込まれております。

今般、これまでの障害者総合福祉推進事業による研究報告書を踏まえ、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（案）」を作成いたしました。

つきましては、本ガイドライン案に関して、御意見のある場合には、下記により提出方お願いいたします。なお、御提出いただいた御意見に対しては、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

### 記

#### 1. 御意見募集期間

平成 29 年 2 月 3 日（金）から平成 29 年 3 月 6 日（月）まで（郵送及び F A X の場合も当該期間までに必着）

#### 2. 御意見提出方法

次のいずれかの方法にて、御提出願います。

- 電子政府の（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の「[意見提出フォーム](#)」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

- 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室相  
談支援係 宛て

○ F A Xの場合

03-3591-8914

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室相  
談支援係 宛て

### 3. 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見については、件名に「意思決定支援ガイドライン(案)に関する御意見の募集について」と明記の上、日本語で御提出くださいますよう、お願いいたします。

また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・法人の主たる事業所の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがあります。

なお、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承下さい。

以上